

昭和三十四年法律第二百二十一号

特許法

目次

第一章 総則（第一条—第二十八条）	特許及び特許出願（第二十九条—第四十六条の二）
第二章 審査（第四十七条—第六十三条）	出願公開（第六十四条—第六十五条）
第三章 の二 出願公開（第六十四条—第六十五条）	（条）
第四章 特許権	（条）
第一節 特許権（第六十六条—第九十九条）	（条）
第二節 権利侵害（第一百条—第一百六条）	（条）
第三節 特許料（第一百七条—第一百十二条の三）	（条）
第五章 特許異議の申立て（第一百十三条—第一百二十条の八）	（条）
第六章 審判（第一百二十二条—第一百七十二条）	（条）
第七章 再審（第一百七十二条—第一百七十七条）	（条）
第八章 訴訟（第一百七十八条—第一百八十四条の二）	（条）
第九章 雜則（第一百八十五条—第一百九十五条の四）	（条）
第十章 総則（第一百九十六条—第二百四条）	（条）

（目的）この法律は、発明の保護及び利用を図ることにより、発明を奨励し、もつて産業の発達に寄与することを目的とする。
第一条 この法律で「発明」とは、自然法則を用いた技術的思想の創作のうち高度のものをいう。
第二条 この法律で「発明」とは、特許を受けている発明をいう。
第三条 この法律で「実施」とは、次に掲げる行為をいう。
 1 この法律で「特許発明」とは、特許を受けていた提供を含む。以下同じ。)
 2 この法律で「特許」とは、特許を受けていた提供を含む。以下同じ。)
 3 この法律で「特許」とは、次に掲げる行為をいう。
 ラム等である場合には、電気通信回線を通じた提供を含む。以下同じ。)
 輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出（譲渡等のための展示を含む。以下同じ。）をする行為

二 方法の発明にあつては、その方法の使用をする行為

三 物を生産する方法の発明にあつては、前号に掲げるもののほか、その方法により生産した物の使用、譲渡等、輸出若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

四 この法律で「プログラム等」とは、プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたもの）をいう。以下この項において同じ。) その他電子計算機による処理の用に供する情報であつてプログラムに準ずるものとをいう。

（期間の計算）
第三条 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による期間の計算は、次の規定による。
 一 期間の初日は、算入しない。ただし、その期間が午前零時から始まるときは、この限りでない。
 二 期間を定めるのに月又は年をもつてしたときは、暦に従う。月又は年の始から期間を起算しないときは、その期間は、最後の月又は年において、その起算日に応当する日の前日に満了する。ただし、最後の月に応当する日がないときは、暦に従う。月又は年の末日に満了する。特許出願、請求その他特許に関する手続（以下単に「手続」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

2 特許出願、請求その他の特許に関する手続（以下単に「手續」という。）についての期間の末日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項各号に掲げる日に当たるときは、その日の翌日をもつてその期間の末日とする。

（期間の延長等）
第四条 特許庁長官は、遠隔又は交通不便の地にある者のため、請求により又は職権で、第四十条の二第一項第三号、第一百八条第一項、第一百二十二条第一項又は第一百七十三条第一項に規定する期間を延長することができる。

（定義）
第五条 特許庁長官、審判長又は審査官は、この法律の規定により手続をすべき期間を指定したときは、請求により又は職権で、その期間を延長することができる。

（目的）この法律による期間の延長（経済産業省令で定める期間に係るものに限る。）は、その期間が経過した後であつても、経済産業省令で定める期間内に限り、請求することができる。

（法人でない社団等の手続をする能力）
第六条 法人でない社団又は財團であつて、代表者は又は代理人の定めがあるものは、その名において次に掲げる手続をすることができる。

一 出願審査の請求をすること。
 二 特許異議の申立てをすること。
 三 特許無効審判又は延長登録無効審判を請求すること。

四 第百七十二条第一項の規定により特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求すること。

五 法人でない社団又は財團であつて、代表者又は代理人の定めがあるものは、その名において特許無効審判又は延長登録無効審判の確定審決に対する再審を請求されることはできる。

（未成人者、成年被後見人等の手続をする能力）
第七条 未成年者及び成年被後見人は、法定代理人によらなければ、手続をすることはできない。ただし、未成年者が独立して法律行為をすることができるときは、その限りでない。

（被保佐人が手続をするには、保佐人の同意を得なければならない）
第八条 日本国に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許代理人」という。）によらなければ、手続をすることはできない。

（在外者の特許代理人）
第九条 日本国に住所又は居所（法人にあつては、営業所）を有しない者（以下「在外者」という。）は、政令で定める場合を除き、その者の特許に関する代理人であつて日本国内に住所又は居所を有するもの（以下「特許代理人」という。）によらなければ、手続をすることはできない。

（代理人の改任等）
第十一条 手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

（代理人の個別代理）
第十二条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

（代理人の改任等）
第十三条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続を命ずることができる。

（代理人の改任等）
第十四条 一人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

（在外者の裁判管轄）
第十五条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許代理人があるときはその住

れば、特許出願の変更、放棄若しくは取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求、申請若しくは申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張若しくはその取下げ、第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願、出願公開の請求、拒絶査定不服審判の請求、特許権の放棄又は復代理人の選任をすることができない。

（代理権の不消滅）
第十六条 手続をする者の委任による代理人の代理権は、本人の死亡若しくは本人である法人の合併による消滅、本人である受託者の信託に関する任務の終了又は法定代理人の死亡若しくはその代理権の変更若しくは消滅によつては、消滅しない。

（代理権の不消滅）
第十七条 手続をする者の代理人が二人以上あるときは、特許庁に対しては、各人が本人を代理する。

（代理権の不消滅）
第十八条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続をすべきことを命ずることができる。

（代理権の不消滅）
第十九条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続を命ずることができる。

（代理権の不消滅）
第二十条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続を命ずることができる。

（代理権の不消滅）
第二十一条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続を命ずることができる。

（代理権の不消滅）
第二十二条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適当でないと認めるときは、代理人により手続を命ずることができる。

（代理権の不消滅）
第二十三条 特許庁長官又は審判長は、手続をする者がその手続をするのに適當でないと認めるときは、代理人により手續を却下することができる。

（代理権の不消滅）
第二十四条 一人以上が共同して手続をしたときは、特許出願の変更、放棄及び取下げ、特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ、請求申請又は申立ての取下げ、第四十一条第一項の優先権の主張及びその取下げ、出願公開の請求並びに拒絶査定不服審判の請求以外の手続については、各人が全員を代表するものとする。ただし、代表者を定めて特許庁に届け出たときは、この限りでない。

（代理権の範囲）
第二十五条 在外者の特許権その他特許に関する権利については、特許代理人があるときはその住

2 れているものを郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)。以下この条において「信書便法」という。)

第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第二項に規定する信書便(以下「信書便」という)の役務であつて経済産業省令で定めるものにより提出した場合において、その願書又は物件を日本郵便株式会社の営業所(郵便の業務を行うものに限る)に差し出した日時を郵便物の受領証により証明したときはその日時に、その郵便物又は信書便法第三項に規定する信書便物(以下この条において「信書便物」という)の通信日付印により表示された日時のうち日のみが明瞭であつて時刻が明瞭でないときは表示された日の午後十二時に、その願書又は物件は、特許庁に到達したものとみなす。

(手続の効力の承継)

第二十一条 特許権その他特許に関する権利についての手続の効力は、その特許権その他特許に関する権利の承継人にも、及ぶものとする。

(手続の続行)

第二十二条 特許庁長官又は審判長は、特許庁に係属している場合において、特許権その他特許に関する権利の移転があつたときは、特許その他の特許に関する権利の承継人に対し、その事件に関する手続を続行することができる。

(手続の中止)

第二十三条 特許庁長官又は審判官は、決定、査定又は審決の謄本の送達後に中止した手続の受継の申立てについて、受継を許すかどうかの決定をしなければならない。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならぬ。

第二十四条 特許庁長官又は審判官は、中止した手続、特許異議の申立てについての審理及び決審査、特許査定又は再審の手続を受け継ぐべき者が受継を怠つたときは、申立てにより又は職権で、相当の期間を指定して、受継を命じなければならぬ。

特許庁長官又は審判官は、前項の規定により指定した期間内に受継がないときは、その期間の経過の日に受継があつたものとみなすことができる。

第三章 特許制度の実施

第二十四条 民事訴訟法第二百二十四条（第一項第六号を除く。）、第二百二十六条、第二百二十七条、第二百二十八条第一項、第二百三十一条、第二百三十二条及び第二百三十二条第二項（訴訟手続の中止及び中止）の規定は、審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の手続に準用する。この場合において、同法第二百二十四条第二項中「訴訟代理人」とあるのは、「審査、特許異議の申立てについての審理及び決定、審判又は再審の委任による代理人」と、同法第二百二十七条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判長」と、同法第二百二十八条第一項及び第二百三十二条中「裁判所」とあるのは「特許庁長官又は審判官」と、同法第二百三十一条中「裁判所」とあるのは「特許庁」と読み替えるものとする。

（外国人の権利の享有）

第二十五条 日本国内に住所又は居所（法人については、営業所）を有しない外国人は、次の各号の一に該当する場合を除き、特許権その他特許に関する権利を享有することができない。

一 その者の属する国において、日本国民とその他の国民と同一の条件により特許権その他特許に関する権利を享有することができる。

二 その者の属する国において、日本国民がその国民に対し特許権その他特許に関する権利の享有を認める場合には日本国民に対しその国民と同一の条件下により特許権その他特許に関する権利の享有を認めることとしているとき。

三 条約に別段の定があるとき。

（条約の効力）

第二十六条 特許に関する条約に別段の定があるときは、その規定による。

（特許原簿への登録）

第二十七条 次に掲げる事項は、特許庁に備える特許原簿に登録する。

一 特許権の設定、存続期間の延長、移転、信託による変更、消滅、回復又は処分の制限

二 専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

三 特許権又は専用実施権を目的とする質権の設定、移転、変更、消滅又は処分の制限

四 仮専用実施権の設定、保存、移転、変更、消滅又は処分の制限

当事者に通知しなければならない。

2 特許原簿は、その全部又は一部を磁気テープ（これに準ずる方法により一定の事項を確實に記録して置くことができる物を含む。以下同じ。）をもつて調製することができる。

3 この法律に規定するもののほか、登録に関して必要な事項は、政令で定める。

(特許証の交付)

第二十八条 特許庁長官は、特許権の設定の登録があつたとき、第七十四条第一項の規定による請求に基づく特許権の移転の登録があつたとき、又は願書に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは図面の訂正をすべき旨の決定若しくは審決が確定した場合において、その登録があつたときは、特許権者に対し、特許証を交付する。

2 特許証の再交付については、経済産業省令で定める。

第二十九条 特許及び特許出願（特許の要件）

二 特許出願前に日本国内又は外国において公然実施をされた発明

三 特許出願前に日本国内又は外国において公頃颁布された刊行物に記載された発明又は電気通信回線を通じて公衆に利用可能となつた発明

2 特許出願前にその発明の属する技術の分野における通常の知識を有する者が前項各号に掲げる発明に基いて容易に発明をすることができたときは、その発明については、同項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。

第二十九条の二 特許出願に係る発明が当該特許出願の日前の他の特許出願又は実用新案登録出願であつて当該特許出願後に第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報（以下「特許掲載公報」という。）の発行若しくは出願公開又は実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）、第十四条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した実用新案公報（以下「実用新案掲載公報」という。）の発行がされたものの願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（第三十六条の二第二項の外

国語書面出願にあつては、同条第一項の外国語書面に記載された発明又は考案（その発明又は考案をした者が当該特許出願に係る発明の発明者と同一の者である場合におけるその発明又は考案を除く。）と同一であるときは、その発明については、前条第一項の規定にかかわらず、特許を受けることができない。ただし、当該特許出願の時にその出願人と当該他の特許出願又は実用新案登録出願の出願人とが同一の者であるときは、この限りでない。

（発明の新規性の喪失の例外）

第三十条 特許を受ける権利を有する者の意に反して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明は、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、同条第一項各号のいずれかに該当するに至らなかつたものとみなす。

2 特許を受ける権利を有する者の行為に起因して第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明（発明、実用新案、意匠又は商標等に関する公報に掲載されたことにより同項各号のいずれかに該当するに至つたもの除外）も、その該当するに至つた日から一年以内にその者がした特許出願に係る発明についての同項及び同条第二項の規定の適用については、前項と同様とする。

3 前項の規定の適用を受けようとする者は、その旨を記載した書面を特許出願と同時に特許庁長官に提出し、かつ、第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至つた発明が前項の規定の適用を受けることができる發明であることを証明する書面（次項において「証明書」といいう。）を特許出願の日から三十日以内に特許庁長官に提出しなければならない。

4 証明書を提出する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に証明書を提出することができないときは、同項の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその証明書を特許庁長官に提出することができる。

第四十条 削除

願人のみがその発明について特許を受けることができる。

2 同一の発明について同日に二以上の特許出願があつたときは、特許出願人の協議により定められた一の特許出願人のみがその発明について特許を受けることができる。協議が成立せず、又はその発明について特許を受けることができないときは、いずれも、その発明について特許を受けることができない。

3 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合において、その特許出願及び実用新案登録出願が異なるたびにされたものであるときは、特許出願人は、実用新案登録出願人より先に出願をした場合にのみその発明について特許を受けることができる。

4 特許出願に係る発明と実用新案登録出願に係る考案とが同一である場合（第四十六条の第二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願（第四十四条第二項（第四十六条第六項において準用する場合を含む。）の規定により当該特許出願の時にしたるものとみなされるものを含む。）に係る発明とその実用新案登録に係る考案とが同一である場合を除く。）において、その特許出願及び実用新案登録出願が同日にされたものであるときは、出願人の協議により定めたものであるときは、出願人の協議により定めた一の出願人のみが特許又は実用新案登録を受けることができる。協議が成立せず、又は協議をすることができないときは、特許出願人は、その発明について特許を受けることができない。

5 特許出願若しくは実用新案登録出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、又は特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したときは、その特許出願又は実用新案登録出願は、第一項から前項までの規定の適用については、初めからなかつたものとみなす。ただし、その特許出願について第二項後段又は前項後段の規定に該当することにより拒絶をすべき旨の査定又は審決が確定したときは、この限りでない。

6 特許庁長官は、前項の規定により指定した期間内に同項の規定による届出がないときは、第二項又は第四項の協議を成立しなかつたものとみなすことができる。

（特許出願等に基づく優先権主張）
第四十一条 特許を受けようとする者は、次に掲げる場合を除き、その特許出願に係る発明について、その者が特許又は実用新案登録を受ける（以下「先の出願」という。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合は、外國語書面）に記載された発明に基づいて先にされたもの（以下「先の出願」といいう。）の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（先の出願が外国語書面出願である場合は、外國語書面）に記載された発明に基づいて優先権を主張することができる。ただし、先の出願について仮専用実施権を有する者があるときは、その特許出願の際に、その承諾を得ている場合に限る。

1 その特許出願が先の出願の日から一年以内にされたものでない場合（その特許出願が故意に先の出願の日から一年以内にされなかつたものでないと認められる場合であつて、かつ、その特許出願が経済産業省令で定める期間内に経済産業省令で定めるところによりされたものである場合を除く。）において、その特許出願が第四十四条第一項の規定による

二 先の出願が第四十四条第一項の規定による特許出願の分割に係る新たな特許出願、第四十六条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る特許出願若しくは第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願又は実用新案登録出願（昭和三十四年法律第百三十七条）第二十九条並びに第三十三条の二第一項及び第三十三条の三第一項（これらの規定を同法第六十八条第三項において準用する場合を除く。）の規定の適用については、当該特許出願は、当該先の出願の時にされたものとみなす。

三 先の出願が、その特許出願の際に、放棄され、取り下げられ、又は却下されている場合

四 先の出願について、その特許出願の際に、査定又は審決が確定している場合

五 先の出願について、その特許出願の際に、実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合

六 前項の規定による実用新案登録出願の分割に係る新規による実用新案登録出願若しくは実用新案法第十一条第一項若しくは第二項の規定による出願の変更に係る実用新案登録出願である場合

七 前項の規定による優先権の主張を伴う特許出願に係る発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（当該先の出願が外國語書面である場合は、外國語書面）に記載された発明（当該先の出願が同法第十一条第一項において準用する場合を除く。）の規定による優先権の主張を伴う出願（当該先の出願についての優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出

新案法第八条第一項の規定による優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を除む。）若しくは第四十三条の三第一項若しくは第二項（これらの規定を同法第十一第一条第一項において準用する場合を含む。）の規定による優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張を伴う出願である場合には、当該先の出願についての優先権の主張とされた出願に係る出願の際の書類（明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面に相当するものに限る。）に記載された発明を除く。）については、当該特許出願について特許掲載公報の発行又は出願公開又は実用新案掲載公報の発行がされたものとみなして、第二十九条の二本文又は同法第三条の二本文の規定を適用する。

2 第一項の規定による優先権を主張しようとする者は、その旨及び先の出願の表示を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

（先の出願の取下げ等）
第四十二条 前条第一項の規定による優先権の主張の基礎とされた先の出願は、その出願の日から経済産業省令で定める期間を経過した時に取り下げたものとみなす。ただし、当該先の出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されている場合、当該先の出願について査定若しくは審決が確定している場合、当該先の出願について実用新案法第十四条第二項に規定する設定の登録がされている場合又は当該先の出願に基づく全ての優先権の主張が取り下げられている場合には、この限りでない。

3 前条第一項の規定による優先権の主張を伴う特許出願が先の出願の日から経済産業省令で定める期間内に取り下げられたときは、同時に当該優先権の主張が取り下げられたものとみなす。（パリ条約による優先権主張の手続）
第四十三条 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとする者は、その旨並びに最初に出願をし若しくは同

3 第一条の規定による優先権の主張を伴う特許出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面（外國語書面出願にあつては、外國語書面）に記載された発明のうち、当該優先権の主張の基礎とされた先の出願の願書に最初に添付した明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲又は図面（当該先の出願が外國語書面出願である場合にあつては、外國語書面）に記載された発明（当該先の出願が同法第十一条第一項において準用する場合を含む。）若しくは第四十三条の三第一項（第四十三条の三第三項における優先権の主張又は第四十三条第一項、第四十三条の二第一項（第四十三条の三第三項において準用する場合を除く。）の規定による優先権の主張を伴う出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国（日本及び出願の年月日を記載した書面を経済産業省令で定める期間内に特許庁長官に提出しなければならない。

2 前項の規定による優先権の主張をした者は、最初に出願をし、若しくはパリ条約第四条C（4）の規定により最初の出願とみなされた出

願をし、若しくは同条 A（2）の規定により最初に出願をしたものと認められたパリ条約の同盟国の認証がある出願の年月日を記載した書面、その出願の際の書類で明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲及び図面に相当するものの謄本若しくはこれらと同様の内容を有する公報若しくは証明書であつてその同盟国(政府)が発行したもの(電磁的方法(電子的方法、磁気的方法)その他人の知覚によつては認識することができない方法をいう。第五項及び第四十四条第四項において同じ。)により提供されたものを含む。)又はこれらの写し(以下この条において「優先権証明書類等」といふ。)を次の各号に掲げる日のうち最先の日から一年四月以内に特許庁長官に提出しなければならない。

一 当該最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により当該最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により当該最初の出願と認められた出願の日

二 その特許出願が第四十一条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

三 その特許出願が前項、次条第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による他の優先権の主張を伴う場合における当該優先権の主張の基礎とした出願の日

第一項の規定による優先権の主張をした者は、最初の出願若しくはパリ条約第四条C(4)の規定により最初の出願とみなされた出願又は同条A(2)の規定により最初の出願と認められた出願の番号を記載した書面を優先権証明書類等とともに特許庁長官に提出しなければならない。ただし、優先権証明書類等の提出前にその番号を知ることができないときは、当該書面に代えてその理由を記載した書面を提出し、かつ、その番号を知つたときは、遅滞なく、その番号を記載した書面を提出しなければならない。

4 第一項の規定による優先権の主張をした者が第二項に規定する期間内に優先権証明書類等を提出しないときは、当該優先権の主張は、その効力を失う。

5 優先権証明書類等に記載されている事項を電磁的方法によりパリ条約の同盟国(政府)又は工

業所有権に關する國際機關との間で交換することができる場合として經濟産業省令で定める場合において、第一項の規定による優先権の主張をした者が、第二項に規定する期間内に、出願の番号その他の當該事項を交換するために必要な事項として經濟産業省令で定める事項を記載した書面を特許庁長官に提出したときは、前二項の規定の適用については、優先権證明書類等を提出したものとみなす。

2 特許庁長官は、第一項に規定する期間内に優先権證明書類等又は前項に規定する書面の提出がなかつたときは、第一項の規定による優先権の主張をした者に対し、その旨を通知しなければならない。

3 第六項の規定による通知を受けた者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内に優先権證明書類等又は第五項に規定する書面を提出することができないと認められる場合は、前項の規定にかかるわらず、經濟産業省令で定める期間内に、その優先権證明書類等又は書面を特許庁長官に提出することができる。

4 第七項又は前項の規定により優先権證明書類等又は第五項に規定する書面の提出があつたときは、第六項の規定による優先権主張の権利が生じる。

5 第四十三条の二 パリ条約第四条D（1）の規定により特許出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、同条C（1）に規定する優先期間（以下この項において「優先期間」という）内に優先権の主張を伴う特許出願をすることができなかつた者は、經濟産業省令で定める期間内に經濟産業省令で定めるところによりその特許出願をしたときは、優先期間の経過後であつても、同条の規定の例により、その特許出願について優先権を主張することができるのである。ただし、故意に、優先期間内にその特許出願をしなかつたと認められる場合は、この限りでない。

6 前条の規定は、前項の規定により優先権を主張する場合に準用する。

第四十三条の三 次の表の上欄に掲げる者が同表の下欄に掲げる国においてした出願に基づく優先権は、パリ条約第四条の規定の例により、特

<p>日本国民又はパリ条約の同盟国の国民（パリ条約第三条の規定により同盟国の国民とみなされる者を含む。次項において同じ。）</p> <p>世界貿易機関の加盟国の国民（世界貿易機関を設立するマラケシュ協定附属書一C第一条3に規定する加盟国の国民をいう。次項において同じ。）</p>	<p>世界貿易機関の加盟機関の加盟国（世界貿易機関の加盟機関の加盟国）</p>
<p>2 パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国（世界貿易機関の加盟機関の加盟国）</p> <p>3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に限り適用する。</p> <p>（特許出願の分割）</p> <p>第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を提出することができる。</p> <p>一　願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。</p> <p>二　特許をすべき旨の査定（第一百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第一百六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。）の賛本の送達があつた日から三十日以内にするとき。</p> <p>三　拒絶をすべき旨の最初の査定の賛本の送達があつた日から三月以内にするとき。</p> <p>前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。</p>	<p>2 パリ条約の同盟国（世界貿易機関の加盟機関の加盟国）</p> <p>3 前二条の規定は、前二項の規定により優先権を主張する場合に限り適用する。</p> <p>（特許出願の分割）</p> <p>第四十四条 特許出願人は、次に掲げる場合に限り、二以上の発明を包含する特許出願の一部を提出することができる。</p> <p>一　願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をすることができる時又は期間内にするとき。</p> <p>二　特許をすべき旨の査定（第一百六十三条第三項において準用する第五十一条の規定による特許をすべき旨の査定及び第一百六十条第一項に規定する審査に付された特許出願についての特許をすべき旨の査定を除く。）の賛本の送達があつた日から三十日以内にするとき。</p> <p>三　拒絶をすべき旨の最初の査定の賛本の送達があつた日から三月以内にするとき。</p> <p>前項の場合は、新たな特許出願は、もとの特許出願の時にしたものとみなす。ただし、新たな特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は実用新案法第三条の二に規定する特許出願に該当する場合におけるこれらの規定の適用及び第三十条第三項の規定の適用については、この限りでない。</p>

3 第一項に規定する新たな特許出願をする場合を含む。)の規定の適用については、第四十三条における第四十三条第二項(第四十三条の二第二項中「最先の日から一年四月以内」とあるのは、「最先の日から一年四月又は新たな特許出願の日から三月のいずれか遅い日まで」ととする。

4 第一項に規定する新たな特許出願をする場合には、もとの特許出願について提出された書面又は書類(第四十三条第二項(第四十三条の二第一項(前条第三項において準用する場合を含む。)及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出されたものを含む。)であつて、新たな特許出願について第三十条第三項、第四十一条第四項又は第四十三条第一項及び第二項(これらの規定を第四十三条の二第二項及び前条第三項において準用する場合を含む。)の規定により提出しなければならないものは、当該新たな特許出願と同時に特許庁長官に提出されたものとみなす。

5 第一項第二号に規定する三十日の期間は、第四条又は第八十条第三項の規定により同条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

6 第一項第三号に規定する三月の期間は、第四条の規定により第二十一条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

7 第一項に規定する新たな特許出願をする者がその責めに帰することができない理由により同項第二号又は第三号に規定する期間内にその新たな特許出願をすることができないときは、これらの規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日(在外者にあつては、二月)以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその新たな特許出願をすることができる。

る。ただし、その実用新案登録出願の日から三年を経過した後は、この限りでない。

意匠登録出願人は、その意匠登録出願を特許出願に変更することができる。ただし、その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の膳本の送達があつた日から三年を経過した後又はその意匠登録出願の日から三年を経過した後（その意匠登録出願について拒絶をすべき旨の最初の査定の膳本の送達があつた日から三月以内の期間を除く）は、この限りでない。

前項ただし書に規定する三月の期間は、意匠法第六十八条第一項において準用するこの法律第四条の規定により意匠法第四十六条第一項に規定する期間が延長されたときは、その延長された期間を限り、延長されたものとみなす。

第一項又は第二項の規定による出願の変更があつたときは、もとの出願は取り下げたものとみなす。

第一項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することのできない理由により同項ただし書に規定する期間内にその出願の変更をすることができないとき、又は第二項の規定による出願の変更をする者がその責めに帰することのできない理由により同項第一項又は第二項の規定による出願の変更があつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができる。

第一項又は第二項までの規定は、第四十四条第一項から第四項までの規定は、第一項又は第二項の規定による出願の変更をす

ることができる。

第一項又は第二項の規定による出願の変更をすることができないときは、これらの規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でこれらの規定に規定する期間の経過後六月以内にその出願の変更をすることができる。

第一項又は第二項の規定による出願の変更をす

ることができる。

第一項又は第二項の規定による出願の変更をす

ることができる。

三 その実用新案登録に係る実用新案登録出願

又はその実用新案登録について、実用新案登録出願人又は実用新案権者でない者がした実用新案技術評価の請求に係る実用新案法第十三条第二項の規定による最初の通知を受けた日から三十日を経過したとき。
四 その実用新案登録について請求された実用新案法第三十七条第一項の実用新案登録無効審判について、同法第三十九条第一項の規定により最初に指定された期間を経過したとき。

第四十八条の二 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。（出願審査の請求）

前項の規定による特許出願は、その願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が当該特許出願の基礎とされた実用新案登録の願書に添付した明細書、実用新案登録請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内にあるものに限り、その実用新案登録に係る実用新案登録出願の時にしたものとみなす。ただし、その特許出願が第二十九条の二に規定する他の特許出願又は第四十六条の二第一項の規定による特許出願に該当する場合には、前項の期間の経過後であつても、その特許出願の分割、出願の変更又は実用新案登録に基づく特許出願は第四十六条の二第一項の規定による実用新案登録に基づく特許出願については、前一号又は第三号に規定する期間を経過するまでにその特許出願をすることができないときは、これら

第四十八条の三 特許出願があつたときは、何人

も、その日から三年以内に、特許庁長官にその特許出願について出願審査の請求をすることができる。

2 審査官の資格は、政令で定める。（審査官の除斥）

第四十八条 第百三十九条（第六号及び第七号を除く。）の規定は、審査官について準用する。

（特許出願の審査）

第四十八条の二 特許出願の審査は、その特許出願についての出願審査の請求をまつて行なう。（出願審査の請求）

第四十八条の四 出願審査の請求をしようとする

者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許

庁長官に提出しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願審査の請求に係る特許出願の表示

（優先審査）

第三章 審査

（審査官による審査）

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を

審査させなければならない。

第四十八条の五 特許庁長官は、出願公開前に出願審査の請求があつたときは出願公開の際又はその後遅滞なく、出願公開後に出願審査の請求があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許公報に掲載しなければならない。

二 特許庁長官は、特許出願人でない者から出願

審査の請求があつたときは、その旨を特許出願

があつたときはその後遅滞なく、その旨を特許

公報に掲載しなければならない。

一 請求人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 出願審査の請求に係る特許出願の表示

（優先審査）

第三章 審査

（審査官による審査）

第四十七条 特許庁長官は、審査官に特許出願を

審査させなければならない。

第四十八条の六 特許庁長官は、出願公開後に特

許出願人でない者が業として特許出願に係る發

明を実施していると認める場合において必要が

あるときは、審査官にその特許出願を他の特許

出願に優先して審査させることができる。

（文献公知発明に係る情報の記載についての通

知）

第四十八条の七 審査官は、特許出願が第三十六

条第四項第二号に規定する要件を満たしていない

いと認めるときは、特許出願人に対し、その旨

を通じし、相当の期間を指定して、意見書を提

出する機会を与えることができる。

（拒絶の査定）

第四十九条 審査官は、特許出願が次の各号のい

ずれかに該当するときは、その特許出願につい

て拒絶をすべき旨の査定をしなければならな

い。

一 その特許出願の願書に添付した明細書、特

許請求の範囲又は図面についてした補正が第

二十九条、第二十九条の二、第三十二条、第

三十八条又は第三十九条第一項から第四項ま

での規定により特許をすることができないも

のであるとき。

三 その特許出願に係る発明が条約の規定により特許をすることができないものであるとき。

四 その特許出願が第三十六条第四項第一号若しくは第六項又は第三十七条に規定する要件を満たしていないとき。

五 前条の規定による通知をした場合であつて、その特許出願が明細書についての補正又は意見書の提出によつてもなお第三十六条第一項第二号に規定する要件を満たすこととなるとき。

六 その特許出願が外国語書面出願である場合において、当該特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項が外国語書面に記載した事項の範囲内にないとき。

七 その特許出願人がその発明について特許を受ける権利を有していないとき。

(拒絶理由の通知)

第五十条 審査官は、拒絶をすべき旨の査定をしようとするときは、特許出願人に対し、拒絶の理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えないべきならない。ただし、第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げられる場合(同項第一号に掲げる場合にあっては、拒絶の理由の通知と併せて次条の規定によつて通知をした場合に限る)において、第五十三条の規定による却下の決定をするときは、この限りでない。

(既に通知された拒絶理由と同一である旨の通知)

第五十条の二 審査官は、前条の規定により特許出願について拒絶をすべき旨の査定をした場合において、拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該拒絶の理由が、他の特許出願(当該特許出願と当該他の特許出願の少なくともいづれか一方に第四十四条第二項の規定が適用されたことにより当該特許出願と同時にされたこととなつてゐるものに限る)についての出願において、当該拒絶の理由を通知しようとする場合において、当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。)に規定する通知(当該特許出願についての出願審査の請求前に当該特許出願の出願人がその内容を知り得る状態になかつたものを除く。)に係る拒絶の理由と同一であるときは、その旨を併せて通知しなければならない。

(特許査定)

第五十一条 審査官は、特許出願について拒絶の理由を発見しないときは、特許をすべき旨の査定をしなければならない。

(査定の方式)

第五十二条 査定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

第五十三条 第十七条の二第一項第一号又は第三号に掲げる場合(同項第一号に掲げる場合については、拒絶の理由の通知と併せて第五十条の二の規定による通知をした場合に限る)において、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面についてした補正が第十七条の二第三項から第六項までの規定に違反しているものと特許をすべき旨の査定の謄本の送達前に認められたときは、審査官は、決定をもつてその補正を却下しなければならない。

前項の規定による却下の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならない。

第五十四条 審査において必要があると認めるときは、特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定し、又は訴訟手続が完結するまでその手続を中止することができる。

訴えの提起又は仮差押命令若しくは仮処分命令の申立てがあつた場合において、必要があると認めるときは、裁判所は、査定が確定するまでその訴訟手続を中止することができる。

第五十五条から第六十三条まで 削除

(出願公開)

第六十四条 特許庁長官は、特許出願の日から一年六月を経過したときは、特許掲載公報の発行をしたものを受け、その特許出願について出願をしたものを除き、その特許出願について出願をしなければならない。次条第一項に規定する出願公開の請求があつたときも、同様とする。

出願公開は、次に掲げる事項を特許公報に掲載することにより行う。ただし、第四号から第六号までに掲げる事項については、当該事項を特許公報に掲載することが公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると特許庁長官が認めるとときは、この限りでない。

特許出願人の氏名又は名称及び住所又は居所に特許出願に係る発明の内容を記載した書面を

二 特許出願の番号及び年月日

三 発明者の氏名及び住所又は居所

四 領書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載した事項並びに図面の内容

五 領書に添付した要約書に記載した事項

六 外国語書面出願にあつては、外国語書面及び外国語要約書面に記載した事項

七 出願公開の番号及び年月日

八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項

(出願公開の請求)

第六十四条の二 特許出願人は、次に掲げる場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

一 その特許出願が出願公開されている場合を除き、特許庁長官に、その特許出願について出願公開の請求をすることができる。

二 その特許出願が第四十三条第一項、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第一項若しくは第二項の規定による優先権の主張を伴う特許出願であつて、第四十三条第二項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)及び第四十三条第五項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)に規定する優先権証明書類等及び第四十三条第五項(第四十三条の二第二項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)又は第四十三条の三第三項において準用する場合を含む)に規定する書面が特許庁長官に提出されていないものである場合

三 その特許出願が外国語書面出願であつて第三十六条の二第二項に規定する外国語書面の翻訳文が特許庁長官に提出されていないものである場合

四 第一項の規定による請求権の行使は、特許権の行使を妨げない。

五 出願公開後に特許出願が放棄され、取り下げられ、若しくは却下されたとき、特許出願について拒絶をすべき旨の査定若しくは審決が確定したとき、第一百二十二条第六項の規定により特許権が初めから存在しなかつたものとみなされたとき(更に第一百二十二条の二第二項の規定により特許権が初めから存在していたものとみなされたときを除く)、第一百四十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第一百二十五条ただし書の場合は除く)、又は第一百二十五条ただし書の場合は除く)、第一百四十四条第二項の取消決定が確定したとき、又は第一百二十五条ただし書の場合は除く)、第一百四十四条第二項の取消決定が確定したときは、第一項の請求権は、初めから生じなかつたものとみなす。

六 第一百一条、第一百四条から第一百四条の三まで、第一百五条から第一百五条の二の十二まで、第一百五条の四から第一百五条の七まで及び第一百六十八条第三項から第六項まで並びに民法(明治二十九年法律第八十九号)第七百十九条及び第七百二十四条(不法行為)の規定は、第一項の規定による請求権を行使する場合に準用する。この場合において、当該請求権を有する者が特許権の設定の登録前に当該特許出願に係る発明の実施の事実及びその実施をした者を知つたときは、同条第一号中「被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知つた時」とあるのは、「特許の設定の登録の日」と読み替えるものとする。

一 前項の延長登録があつたときは、次に掲げる事項を記載し た書面をその日までに特許庁長官に提出しなければならない。
一 特許権者の氏名又は名称及び住所又は居所
二 特許番号
三 第六十七条第二項の延長登録の出願の番号 及び年月日
四 延長登録の年月日
五 延長の期間
六 特許出願の番号及び年月日
七 出願審査の請求があつた年月日
四 第四十七条第一項、第五十一条、 第五十二条及び第一百三十九条（第七号を除く。） 第六十七条の四 第四十七条第一項、第五十二条、 第五十五条及び第一百三十九条（第七号を除く。） の規定は、第六十七条第二項の延長登録の出願 の審査について準用する。この場合において、 第一百三十九条第六号中「不服を申し立てられ た」とあるのは、「第六十七条第二項の延長登 録の出願があつた特許権に係る特許出願の」と 読み替えるものとする。
五 第六十七条の五 第六十七条第四項の延長登録の出願 をしようとする者は、次に掲げる事項を記 載した願書を特許庁長官に提出しなければなら ない。
一 出願人の氏名又は名称及び住所又は居所 二 特許番号 三 延長を求める期間（五年以下の期間に限 る。）
四 第六十七条第四項の政令で定める处分の 内容
二 前項の願書には、經濟産業省令で定めるこ ろにより、延長の理由を記載した資料を添付し なければならない。
三 第六十七条第四項の延長登録の出願は、同項 の政令で定める処分を受けた日から政令で定め る期間内にしなければならない。ただし、同条 第一項に規定する存続期間の満了後は、するこ とができない。
四 第六十七条の二第六項までの規定 は、第六十七条第四項の延長登録の出願につ て準用する。この場合において、第六十七条の 二第五項ただし書中「次条第三項」とあるのは 「第六十七条の七第三項」と、同条第六項中 「第一項各号」とあるのは「第六十七条の五第 一項各号」と読み替えるものとする。
五 第六十七条の六 第六十七条第四項の延長登録の 出願をしようとする者は、同条第一項に規定す る存続期間の満了前六月の前日までに同条第四 項の政令で定める処分を受けることができない と見込まれるときは、次に掲げる事項を記載し た書面をその日までに特許庁長官に提出しなけ ればならない。
一 出願をしようとする者の氏名又は名称及び 住所又は居所
二 特許番号
三 第六十七条第四項の延長登録の出願の番号 及び年月日
四 延長登録の年月日
五 延長の期間
六 第六十七条第四項の延長登録の出願を することができるときは、第六十七条第一項に規定する存続期間 の満了前六月以後に同条第四項の延長登録の 出願をすることができる。
三 第六十七条第一項に規定する存続期間 の規定期間は、第六十七条第二項の延長登録の 出願について準用する。この場合において、第六 十七条第六号中「不服を申し立てられた」と あるのは、「第六十七条第二項の延長登 録の出願があつた特許権に係る特許出願の」と 読み替えるものとする。
四 第一項の規定により同項に規定する書面を提 出する者がその責めに帰することができない理 由により同項に規定する日までにその書面を提 出することができないときは、同項の規定にか かわらず、その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、一月)以内で同項に規定 する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に 提出することができる。
五 第一項の規定により同項に規定する書面を提 出する者がその責めに帰することができない理 由により同項に規定する日までにその書面を提 出することができないときは、同項の規定にか かわらず、その理由がなくなつた日から十四日 (在外者にあつては、一月)以内で同項に規定 する日の後二月以内にその書面を特許庁長官に 提出することができる。
六 第六十七条の七 番号は、第六十七条第四項の 延長登録の出願が次の各号のいずれかに該当す るとときは、その出願について拒絶すべき旨の 査定をしなければならない。
一 その特許発明の実施に第六十七条第四項の 政令で定める处分を受けることが必要であつ たとは認められないとき。
二 その特許権者又はその特許権についての專 用実施権若しくは通常実施権を有する者が第 六十七条第四項の政令で定める处分を受けて いないとき。
三 その延長を求める期間がその特許発明の実 施をすることができなかつた期間を超えてい るとき。
四 その出願をした者が当該特許権者でないと き。
五 その出願が第六十七条の五第四項において 準用する第六十七条の二第四項に規定する要 件を満たしていないとき。
一 単に日本国内を通過するに過ぎない船舶若 しくは航空機又はこれらに使用する機械、器 具、装置その他の物
二 特許出願の時から日本国内にある物 又は予防のため使用する物をいう。以下この項 において同じ。)を混合することにより製造さ れるべき医薬の発明又は二以上の医薬を混合し

て医薬を製造する方法の発明に係る特許権の効力は、医師又は歯科医師の処方せんにより調剤する行為及び医師又は歯科医師の処方せんによ

第七十条 特許発明の技術的範囲は、願書に添付
り調べする困難には及はない。
(特許発明の技術的範囲)

した特許請求の範囲の記載に基づいて定めなければならない。

2 前項の場合においては、願書に添付した明細書の記載及び図面を考慮して、特許請求の範囲に記載された用語の意義を解釈するものとす

る。

約書の記載を考慮してはならない。

特許庁長官は、前項の規定による求があつたときは、三名の審判官を指定して、その判定を

3 させなければならぬ。
第百三十一条第一項、第二項の二第一
項本文、第二百三十二条第一項及び第二項、第二百

五百三十二条第一項及び第二項、五百三十三条、五百三十三条の二、五百三十四条第一項、第三項及び第四項、五百三十五条、第五百三十五条第一項及び第二項

三十六条第一項及び第二項、第一百三十七条第二項、第一百三十八条、第一百三十九条（第六号及び第七号之余）。

第七号を除く)、第一百四十四条から第一百四十四条まで、第一百四十四条の二第一項及び第三項から第五項まで、第一百四十五条第二項から第七項ま

で、第一百四十六条、第一百四十七条第一項及び第二項、第一百五十条第一項から第五項まで、第一百二十九条、第一百三十条、第一百三十二条

五十一條から第一百五十四条まで、第一百五十五条
第一項、第一百五十七条並びに第一百六十九条第三
項、第四項及び第六項の規定は、第一項の判定

について準用する。この場合において、第二百三十五条中「審決」とあるのは「決定」と、第二百

四十五条第二項中「前項に規定する審判以外の審判」とあるのは「判定の審理」と、同条第五項ただし書中「公の秩序又は善良の風俗を害す

「審判長が必ずそれがあるとき」とあるのは「審判長が必要があると認めるとき」と、第百五十一条中

「第一百四十七条」とあるのは、「第一百四十七条第一項及び第二項」と、第一百五十五条第一項中「審決が確定するまで」にあるのは、「判定の書

「署名が確定していない」とあるのは、一半天の脇本が送達されるまで」と読み替えるものとする。

4	前項において読み替えて準用する第二百三十五条の規定による決定に対しても、不服を申し立てることができない。
第七十一条の二	特許庁長官は、裁判所から特許発明の技術的範囲について鑑定の嘱託があつたときは、三名の審判官を指定して、その鑑定をさせなければならない。
2	第二百三十六条第一項及び第二項、第二百三十七条规定並びに第二百三十八条の規定は、前項の鑑定の嘱託に準用する。
	(他人の特許発明等との関係)

3	共有に係る特許権について第一項の規定による請求に基づきその持分を移転する場合においては、前条第一項の規定は、適用しない。
第七十七条	特許権は、民法第九百五十二条第二項の期間内に相続人である権利を主張する者がないときは、消滅する。
2	（専用実施権）
第七十七条	特許権者は、その特許権について専用実施権を設定することができる。
2	専用実施権者は、設定行為で定めた範囲内において、業としてその特許発明の実施をする権利を専有する。
3	専用実施権は、実施の事業とともにする場合、特許権者の承諾を得た場合及び相続その他の一般承継の場合に限り、移転することができる。
4	専用実施権者は、特許権者の承諾を得た場合に限り、その専用実施権について質権を設定し、又は他人に通常実施権を許諾することができます。
5	第七十三条の規定は、専用実施権に準用する。
	(通常実施権)

2	特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができます。
第七十八条	特許権者は、その特許権について他人に通常実施権を許諾することができます。
2	通常実施権者は、この法律の規定により又は別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
3	特許権が共有に係るときは、各共有者は、契約で別段の定をした場合を除き、他の共有者の同意を得ないでその特許発明の実施をすることができる。
2	特許権が共有に係るときは、各共有者は、他の共有者の同意を得なければ、その持分を譲渡し、又はその持分を目的として質権を設定することができない。
	(特許権の移転の特例)

第七十四条	特許が第二百二十三条规定第一項第二号に規定する要件に該当するとき（その特許が第三十八条の規定に違反してされたときを除く。）又は同項第六号に規定する要件に該当するときは、当該特許に係る発明について特許を受ける権利を有する者は、経済産業省令で定めるところにより、その特許権者に対し、当該特許の移転を請求することができる。
2	前項の規定による請求に基づく特許権の移転は、当該登録を受けた者に帰属していたものとみなす。当該特許権に係る発明についての第六十五条第一項又は第二百八十四条の十第一項の規定による請求権についても、同様とする。
第七十九条の二	特許権の登録前の実施による通常実施権
	(特許権の移転の登録前の実施による通常実施権)
第七十九条の二	第七十四条第一項の規定による
2	請求に基づく特許権の移転の登録の際現にその特許権についての専用実施権又はその特許権若しくは専用実施権についての通常実施権を有していた者であつて、その特許権の登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る
	(審議会の意見の聴取等)
第八十条	特許出願に係る意匠権の存続期間満了後の通常実施権を有する者は、当該特許権者又は専用実施権を有する者から相当の対価を受ける権利を有する。
2	（意匠権の存続期間満了後の通常実施権）
第八十一条	特許出願の日前又はこれと同日の意匠登録出願に係る意匠権がその特許出願に係る意匠権と抵触する場合において、その意匠権の存続期間が満了したときは、その原意匠権者は、原意匠権の存続期間において、当該特許権者は、その意匠権の存続期間に存する専用実施権について通常実施権を有する。
2	特許出願に係る意匠権がその特許出願に係る

のを除く)、変更、消滅(混同又は担保する債権の消滅によるものを除く)又は処分の制限
前項各号の相続その他の一般承継の場合は、遅滞なく、その旨を特許庁長官に届け出なければならぬ。
(通常実施権の対抗力)

第九十九条 通常実施権は、その発生後にその特許若しくは専用実施権又はその特許権についての専用実施権を取得した者に対しても、その効力を有する。

第二節 権利侵害

(差止請求権)

第一百条 特許権者又は専用実施権者は、自己の特許権又は専用実施権を侵害する者又は侵害する者に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

2 特許権者又は専用実施権者は、前項の規定における請求をする際に、侵害の行為を組成した物(物を生産する方法の特許発明にあつては、侵害の行為により生じた物を含む。第百二条第一項において同じ。)の廃棄、侵害の行為に供した設備の除却その他の侵害の予防に必要な行為を請求することができる。

第一百一条 次に掲げる行為は、当該特許権又は専用実施権を侵害するものとみなす。

一 特許が物の発明についてされている場合において、業として、その物の生産にのみ用いられる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

二 特許が物の発明についてされている場合において、その物がその発明の実施に用いられること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

三 特許が物の発明についてされている場合において、その物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

四 特許が方法の発明についてされている場合において、業として、その方法の使用にのみ用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

五 特許が方法の発明についてされている場合において、その方法の使用に用いる物(日本国内において広く一般に流通しているものと除く)であつてその発明による課題の解決に不可欠なものにつき、その発明が特許発明であること及びその物がその発明の実施に用いられることを知りながら、業として、その生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をする行為

六 特許が物を生産する方法の発明についてされている場合において、その方法により生産した物を業としての譲渡等又は輸出のために所持する行為

(損害の額の推定等)

第一百二条 特許権者又は専用実施権者が故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その者がその侵害の行為を組成した物を譲渡したときは、次の各号に掲げる額の合計額を、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額とすることができる。

一 特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなれば販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち當該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を當該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金額の額に相当する額

に対しその侵害により自分が受けた損害の賠償を請求する場合において、その者がその侵害の行為により利益を受けているときは、その利益の額は、特許権者又は専用実施権者が受けた損害の額と推定する。特許権者又は専用実施権者は、故意又は過失により自己の特許権又は専用実施権を侵害した者に対し、その特許発明の実施に対し受けるべき金額の額に相当する額の金銭を、自己が受けた損害の額としてその賠償を請求することができる。

第四十一条 裁判所は、第一項第二号及び前項に規定する額を認定するに当たつては、特許権者又は専用実施権者が、自己の特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施の対価について、当該特許権又は専用実施権の侵害があつたことを前提として当該特許権又は専用実施権を侵害した者との間で合意をするとしたならば、当該特許権者又は専用実施権者が得ることとなるその対価を考慮することができる。

第三項 の規定は、同項に規定する金額を超えた損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

第五項 第三百三条の規定は、同項に規定する金額を超えた損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

第六項 第三百四条の規定は、同項に規定する金額を超えた損害の賠償の請求を妨げない。この場合において、特許権又は専用実施権を侵害した者に故意又は重大な過失がなかつたときは、裁判所は、損害の賠償の額を定めるについて、これを参考することができる。

第七項 第三百三条の規定は、当該特許権者又は専用実施権者がその侵害の行為がなれば販売することができた物の単位数量当たりの利益の額に、自己の特許権又は専用実施権を侵害した者が譲渡した物の数量(次号において「譲渡数量」という。)のうち當該特許権者又は専用実施権者の実施の能力に応じた数量(同号において「実施相応数量」という。)を超えない部分(その全部又は一部に相当する数量を當該特許権者又は専用実施権者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量(同号において「特定数量」という。)を控除した数量)を乗じて得た額

二 譲渡数量のうち実施相応数量を超える数量又は特定数量がある場合(特許権者又は専用実施権者が、当該特許権者の特許権についての専用実施権の設定若しくは通常実施権の許諾又は当該専用実施権者の専用実施権についての通常実施権の許諾をし得たと認められない場合を除く。)におけるこれらの数量に応じた当該特許権又は専用実施権に係る特許発明の実施に対し受けるべき金額の額に相当する額

り又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認めて提出されたものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に對しその権利を行使することができない。

第二項 の規定による攻撃又は防御の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

第三項 第三百二十三条第二項の規定は、当該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第四項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第五項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第六項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第七項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第八項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第九項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十一項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十二項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十三項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十四項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十五項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十六項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十七項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十八項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第十九項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十一項 第三百四条の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

り又は当該特許権の存続期間の延長登録が延長登録無効審判により無効にされるべきものと認めて提出されたものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、相手方に對しその権利を行使することができない。

第二十二項 前項の規定による攻撃又は防衛の方法については、これが審理を不当に遅延させることを目的として提出されたものと認められるときは、特許権者又は専用実施権者は、申立てにより又は職権で、却下の決定をすることができる。

第二十三項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十四項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特許無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十五項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十六項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十七項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十八項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第二十九項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十一項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十二項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十三項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十四項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十五項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十六項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十七項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十八項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第三十九項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第四十項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第四十一項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第四十二項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第四十三項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

第四十四項 第三百二十三条第二項の規定は、當該特許に係る発明について特 patent無効審判を請求することができる者以外の者が第一項の規定による攻撃又は防衛の方法を提出することができる。

断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類の開示を求めることができない。

3 裁判所は、前項の場合において、第一項本文の申立てに係る書類が同項本文の書類に該当するかどうか又は同項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるとときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。以下同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類を開示することができる。

4 裁判所は、第二項の場合において、同項後段の書類を開示して専門的な見に基づく説明を聴くことが必要であると認めるときは、当事者の同意を得て、専門委員（民事訴訟法第一編第五章第二節第一款に規定する専門委員をいう。）に対し、当該書類を開示することができる。

5 前各項の規定は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟における該侵害行為について立証するため必要な検証の目的的提示について準用する。

（査証人に対する査証の命令）

第一百五条の二 裁判所は、特許権又は専用実施権の侵害に係る訴訟においては、当事者の申立てにより、立証されるべき事実の有無を判断するため、相手方が所持し、又は管理する書類又は装置その他の物（以下「書類等」という。）について、確認、作動、計測、実験その他の措置をとることによる証拠の収集が必要であると認められる場合において、特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められ、かつ、申立人が自ら又は他の手段によつては、当該証拠の収集を行うことができないと見込まれるときは、相手方の意見を聴いて、査証人に対し、査証を命ぜることができる。ただし、当該証拠の収集に要すべき時間又は査証を受けるべき当事者の負担が不相当なものとなることその他の事情により、相当地ないと認めるときは、この限りでない。

2 査証の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 特許権又は専用実施権を相手方が侵害したことを疑うに足りる相当な理由があると認められるべき事由

二 査証の対象とすべき書類等を特定するに足りる事項及び書類等の所在地

三 立証されるべき事実及びこれと査証により得られる証拠との関係

四 申立人が自ら又は他の手段によつては、前号に規定する証拠の収集を行うことができない理由

五 第百五条の二の四第二項の裁判所の許可を受けようとする場合にあつては、当該許可に係る措置及びその必要性

3 裁判所は、第一項の規定による命令をした後ににおいて、同項ただし書に規定する事情により査証をすることが相当でないと認められるに至つたときは、その命令を取り消すことができる。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。（査証人の指定等）

3 2 査証人は、裁判所が指定する。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。（査証人の指定等）

（査証人に対する査証の命令）

5 第百五条の二の二 裁判所は、査証は、査証人がする。

3 2 査証人は、裁判所が指定する。

4 査証の命令の申立てについての決定に対しては、即時抗告をすることができる。（査証人の指定等）

（査証人に対する査証の命令）

5 第百五条の二の三 査証人について誠実に査証をすることが妨げるべき事情があるときは、当事者は、その査証人が査証をする前に、これを忌避することができる。査証人が査証をした場合であつても、その後に、忌避の原因が生じ、又は当事者がその原因があることを知つたときは、同様とする。

2 民事訴訟法第二百四十四条第二項から第四項までの規定は、前項の忌避の申立て及びこれに対する決定について準用する。この場合においては受託裁判官」とあるのは、「裁判所」と読み替えるものとする。（査証）

5 第百五条の二の四 査証人は、第百五条の二第一項の規定による命令が発せられたときは、査証をし、その結果についての報告書（以下「査証報告書」といふ）を作成し、これを裁判所に提出しなければならない。

2 査証人は、査証をするに際し、査証の対象とすべき書類等が所在する査証を受ける当事者の工場事務所その他の場所（次項及び次条におけるべき事由

）に立ち入り、又は査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けて当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合を開示し、査証報告書（同項の規定により一部を開示しないこととされた場合には、当該一部の記載を除く。）の閲覧若しくは譲写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。（査証報告書の閲覧等）

5 第百五条の二の七 申立人及び査証を受けた当事者は、前条第二項に規定する期間内に査証を受けた当事者の申立てがなかつたとき、又は同項の規定による申立てについての裁判が確定したときは、裁判所書記官に対し、同条第三項の規定により全部を開示しないこととされた場合を開示し、査証報告書（同項の規定により一部を開示しないこととされた場合には、当該一部の記載を除く。）の閲覧若しくは譲写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 第百五条の二の八 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密に関する事項について証人として尋問を受ける場合には、その証言を拒むことができる。（査証人の証言拒絶権）

2 民事訴訟法第九十一条第四項及び第五項の規定は、第一項に規定する査証報告書について準用する。この場合において、同条第四項中「前項」とあるのは「特許法第二百五条の二の七第一項」と、「当事者又は利害關係を疎明した第三者」とあるのは「申立人又は査証を受けた当事者」と読み替えるものとする。（査証人の旅費等）

3 第百五条の二の九 査証人に關する旅費、日当及び宿泊料並びに査証料及び査証に必要な費用については、その性質に反しない限り、民事訴訟費用等に関する法律（昭和四十六年法律第四十号）中これらに關する規定の例による。（最高裁判所規則への委任）

2 第百五条の二の十 この法律に定めるもののほか、第二百五条の二から前条までの規定の実施に關し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。（第三者の意見）

2 第百五条の二の十一 民事訴訟法第六条第一項各号に定める裁判所は、特許権又は専用実施権の受けた当事者の同意を得なければならぬ。

年について、一件ごとに、六万九千六百円を超えない範囲内で政令で定める額に一請求項につき四千八百円を超えない範囲内で政令で定める額を加えた額を納付しなければならない。

前項の規定は、国に属する特許権には、適用しない。

3 第一項の特許料は、特許権が国又は第百九条若しくは第百九条の二の規定若しくは他の法令の規定による特許料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、第一項の規定にかかるわらず、国内外の各共有者ごとに同項に規定する特許料の金額（減免を受ける者にあつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

4 前項の規定により算定した特許料の金額に十分未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

5 第一項の特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。（特許料の納付期限）

第一百八条 前条第一項の規定による第一年から第三年までの各年分の特許料は、特許をすべき旨

十日以内に一時に納付しなければならない。

2 前条第一項の規定による第四年以後の各年分の特許料は、前年以前に納付しなければならない。ただし、特許権の存続期間の延長登録をするべき旨の査定又は審決の賛本の送達があつた日以後であるとき（以下この項において、「賛本送達日」という。）がその延長登録がないとした場合における特許権の存続期間の満了の日の属する年の末日から起算して前三十日目に当たる日以後であるときは、その年の次の年から賛本送達日の属する年（賛本送達日から賛本送達日の属する年の末日までの日数が三十日に満たないときは、賛本送達日の属する年の次の年）までの各年分の特許料は、賛本送達日から三十日以内に一時に納付しなければならない。

3 特許庁長官は、特許料を納付すべき者の請求により、三十日以内を限り、第一項に規定する期間を延長することができる。

4 特許料を納付する者がその責めに帰することのできない理由により第一項に規定する期間（前項の規定による期間の延長があつたときは、延長後の期間）内にその特許料を納付することができないときは、第一項の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその特許料を納付することができるとする。

5 特許料の減免又は猶予（特許料の減免又は猶予）

6 第百九条 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、特許料を納付することが困難であると認めるときは、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

7 第百九条の二 特許庁長官は、特許権の設定の登録を受ける者又は特許権者であつて、中小企業者、試験研究機関等その他の資力、研究開発及び技術開発を行う能力、産業の発達に対する寄与の程度等を総合的に考慮して政令で定める者に対しては、政令で定めるところにより、第七条第一項の規定により納付すべき特許料を軽減し若しくは免除し、又はその納付を猶予することができる。

8 第百九条の三 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

9 第百九条の四 前項の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

10 第百九条の五 特定非営利活動法人（特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第一条第二項に規定する特定非営利活動法人をいう。）であつて、常時使用する従業員の数が三百人（小売業を主たる事業とする事業者については五十人、卸売業又はサービス業を主たる事業とする事業者については百人）以下のもの

11 第百九条の六 第一条に規定する大学（次号において「大学」という。）の学長、副学長、学部長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者、同条に規定する高等専門学校（同号及び第四号において「高等専門学校」という。）の校長、教授、准教授、助教、講師、助手若しくはその他の職員のうち専ら研究に従事する者又は国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第三項に規定する大学共同利用機関法人（次号において「大学共同利用機関法人」という。）の長若しくはその職員のうち専ら研究に従事する者、専ら研究に従事する者、

12 第百九条の七 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

13 第百九条の八 協業組合、事業協同組合、商工組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であつて、政令で定めるもの

14 第百九条の九 事業を主たる事業であると認められる従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であつて、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

15 第百九条の十 人以下の会社及び個人であつて、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

16 第百九条の十一 資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

17 第百九条の十二 資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であつて、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

18 第百九条の十三 独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）であつて、試験研

究に関する業務を行なうもの（次号において「試験研究独立行政法人」という。）のうち高専門学校を設置する者以外のものとして政令で定めるもの

19 第百九条の十四 試験研究独立行政法人であつて政令で定めたる特許権が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特許権又は当該特許を受ける権利に基づいて取得した特許権についての譲渡、専用実施権の活用を行おうとする民間事業者に対し移転する特許研究独立行政法人が保有する特許権又は特許を受ける権利の譲渡を受け、当該特

20 第百九条の十五 実験研究独立行政法人（地方公共団体に置かれる試験所、研究所その他の機関（学校教育法第二条第二項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うもの）を設置する者

21 第百九条の十六 公設試験研究機関（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。）のうち同法第六十八条第一項に規定する公立大学法人以外のものであつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

22 第百九条の十七 試験研究地方独立行政法人（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

23 第百九条の十八 公設試験研究機関（地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第一項に規定する公立学校を除く。）であつて、試験研究に関する業務を行うものをいう。）を設置する者

24 第百九条の十九 研究開発等のための施設等の設置する者

25 第百九条の二十 研究開発等のための施設等の設置する者

26 第百九条の二十一 研究開発等のための施設等の設置する者

27 第百九条の二十二 研究開発等のための施設等の設置する者

28 第百九条の二十三 研究開発等のための施設等の設置する者

29 第百九条の二十四 研究開発等のための施設等の設置する者

30 第百九条の二十五 研究開発等のための施設等の設置する者

31 第百九条の二十六 研究開発等のための施設等の設置する者

32 第百九条の二十七 研究開発等のための施設等の設置する者

33 第百九条の二十八 研究開発等のための施設等の設置する者

34 第百九条の二十九 研究開発等のための施設等の設置する者

35 第百九条の三十 研究開発等のための施設等の設置する者

36 第百九条の三十一 研究開発等のための施設等の設置する者

37 第百九条の三十二 研究開発等のための施設等の設置する者

2 前項の規定による特許料の返還は、同項第一号の特許料については納付した日から一年、同項第二号及び第三号の特許料については第百四条第二項の取消決定又は審決が確定した日から六月を経過した後は、請求することができない。

3 第一項の規定による特許料の返還を請求する者がその責めに帰することができない理由により前項に規定する期間内にその請求をすることができるときには、同項の規定にかかるわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者においては、二月）以内でその期間の経過後六月以内にその請求をすることができる。（特許料の追納）

第一百十二条 特許権者は、第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予後の期間内に特許料を納付することができないときは、その期間が経過した後であつても、その期間の経過後六月以内にその特許料を追納することができる。

2 前項の規定により特許料を追納する特許権者は、第百七条第一項の規定により納付すべき特

許料のほか、その特許料と同額の割増特許料を納付しなければならない。ただし、当該特許権者がその責めに帰することができない理由により第百八条第二項に規定する期間又は第百九条若しくは第百九条の二の規定による納付の猶予

後の期間内にその特許料を納付することができないときは、その割増特許料を納付することを要しない。

3 前項の割増特許料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙をもつてしなければならない。

4 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に、第百八条第二項本文に規定する期間内に納付すべきであった特許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、同条第一項本文に規定する期間の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

5 特許権者が第一項の規定により特許料を追納することができる期間内に第百八条第二項ただし書に規定する特許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を納付しないときは、その特許権は、当該延長登録がないとした場合に

6 における特許権の存続期間の満了日の属する年の経過の時に遡つて消滅したものとみなす。

2 特許権者が第一項の規定により納付すべき割増特許料を追納することができる期間内に第百九条の二の規定により納付が猶予された特許料及び第二項の規定により納付すべき割増特許料を追納しないときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。（特許料の追納による特許権の回復）

第一百十二条の二 前条第四項若しくは第五項の規定により消滅したものとみなされた特許権又は同条第六項の規定により初めから存在しなかつたものとみなされた特許権の原特許権者は、經濟産業省令で定める期間内に限り、經濟産業省令で定めるところにより、同条第四項から第六項までに規定する特許料及び割増特許料を追納することができる。ただし、故意に、同条第一項の規定により特許料を追納することができる後であつても、その期間の経過後六月以内に特許料を追納することができる。

2 前項の規定による特許料及び割増特許料の追納があつたときは、その特許権は、第百八条第二項本文に規定する期間の経過の時若しくは存続期間の満了日の属する年の経過の時にさかのぼつて存続していたもの又は初めから存在していたものとみなす。（回復した特許権の効力の制限）

第一百十二条の三 前条第二項の規定により特許権が回復した場合において、その特許が物の発明についてされているときは、その特許権の効力は、第百十二条规定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前に輸入し、又は日本国内において生産し、若しくは取得した当該物には、及ばない。

2 前条第二項の規定により回復した特許権の効力は、第百十二条第一項の規定により特許料を追納することができる期間の経過後特許権の回復の登録前ににおける次に掲げる行為には、及ばない。

1 当該発明の実施行為

2 特許が物の発明についてされている場合において、その物の生産に用いる物の生産、譲渡等若しくは輸入又は譲渡等の申出をした

3 特許が物を生産する方法の発明についてされており、その物を譲渡等又は輸出のために所持した行為

4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めないとときは、その特許を取り消すべき旨の決定（以下「取消決定」という。）をしなければならない。

3 取消決定が確定したときは、その特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。

4 審判官は、特許異議の申立てに係る特許が前条各号のいずれかに該当すると認めないとときは、その特許を維持すべき旨の決定をしなければならない。

5 前項の決定に対しても不服を申し立てることができない。

（申立ての方式等）

第一百十五条 特許異議の申立ての理由及び必要な証拠の提出しなければならない。

2 前項の規定により提出した特許異議申立て書の長官に提出しなければならない。

3 特許異議申立て人及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所表示

2 前項の規定により提出した特許異議申立て書の補正是、その要旨を変更するものであつてはならぬ。ただし、第百十三条に規定する期間が経過する時又は第百二十条の五第一項の規定による通知がある時のいずれか早い時までにした前項第三号に掲げる事項についてする補正是、この限りでない。

3 審判長は、特許異議申立て書の副本を特許権者に送付しなければならない。

4 第百二十三条第四項の規定は、特許異議の申立てがあつた場合に準用する。

（審判官の指定等）

2 第百三十六条第二項及び第百三十七条から第百四十四条までの規定は、第百四十四条から第百四十四条までの規定第一項の合議体及びこれを構成する審判官に準用する。

（審判書記官）

2 第百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、前項の審判書記官に準用する。

（審理の方式等）

2 第百四十四条の二第三項から第五項までの規定は、書面審理による。

2 共有に係る特許権の特許権者の一人について、特許異議の申立てについての審理及び決定の手続の中断又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、共有者全員についてその効力を生ずる。

（参加）

2 他の特許権に關し利害關係を有する者は、特許異議の申立てについての決定があるまでは、特許権者を補助するため、その審理に参加することができる。

二 第九項において準用する場合を含む)、第一百二十条の五第二項ただし書又は第一百三十四条の二第一項ただし書の規定に違反してされたとき。

特許無効審判は、利害関係人(前項第二号(特許が第三十八条の規定に違反してされたとき)又は同項第六号に該当することを理由として特許無効審判を請求する場合にあつては、特許を受ける権利を有する者)に限り請求することができる。

3 特許無効審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。

4 審判長は、特許無効審判の請求があつたときは、その旨を当該特許権についての専用実施権者その他その特許に関し登録した権利を有する者に通知しなければならない。

第一百二十四条 削除

特許を無効すべき旨の審決が確定したときは、特許権は、初めから存在しなかつたものとみなす。ただし、特許が第一百二十三条第一項第七号に該当する場合において、その特許を無効すべき旨の審決が確定したときは、特許権は、その特許が同号に該当するに至つた時から存在しなかつたものとみなす。

(延長登録無効審判)

第一百二十五条の二 第六十七条の三第三項の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 その延長登録が基準日以後にされていない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録により延長された期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき。

三 その延長登録が当該特許権者でない者の出願に対してされたとき。

四 その延長登録が第六十七条の二第四項に規定する要件を満たしていない出願に対してされたとき。

五 その延長登録による延長登録無効審判の請求について準用する。

4 第六十七条の三第三項の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定したときは、その延長登録による特許権の存続期間の延長は、初めからさ

れなかつたものとみなす。ただし、延長登録が第一項第二号に該当する場合において、その特許権の存続期間に係る延長可能期間を超える期間の延長登録を無効にするべき旨の審決が確定したときは、当該超える期間について、その延長登録がされたときは、当該超える期間について、その延長登録による特許権の存続期間の延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなす。

6 第四項本文の規定により初めからされなかつたものとみなされた延長登録による特許権の存続期間の延長に係る当該延長の期間又は同項ただし書の規定により延長がされなかつたものとみなされた期間内にされた第六十七条第四項の延長登録の出願が特許庁に係属しているときは、当該出願は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正是、訂正後における特許請求の範囲に記載されている事項により特定された後は、この限りでない。

8 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求することができる。ただし、特許が取消決定により取り消され、又は特許無効審判により無効にされた後は、この限りでない。

(訂正審判)

第一百二十六条 特許権者は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすることについて訂正審判を請求することができる。ただし、その訂正是、次に掲げる事項に限る。

一 特許請求の範囲の減縮

二 誤記又は誤訳の訂正

三 明瞭でない記載の訂正

四 請求項ごとに記載する請求項の記載を当該他の請求項の記載を引用しないものとすること。

5 第百二十五条の三 第六十七条の七第三項の延長登録が次の各号のいずれかに該当するときは、その延長登録を無効にすることについて延長登録無効審判を請求することができる。

一 その延長登録がその特許発明の実施に第六十七条第四項の政令で定める处分を受けることが必要であつたとは認められない場合の出願に対してされたとき。

二 その延長登録が、その特許権者又はその特許権についての専用実施権若しくは通常実施権を有する者が第六十七条第四項の政令で定められる处分を受けていない場合の出願に対してされたとき。

三 その延長登録により延長された期間がその特許権の存続期間に係る延長可能期間を超えているとき。

4 第百二十五条 第百二十五条の三の規定により第一項の規定による請求をすることはできる。この場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

5 第百二十五条の三の規定により第一項の規定による請求をすることはできない。この場合において、当該請求項の中に一群の請求項があるときは、当該一群の請求項ごとに当該請求をしなければならない。

6 第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正是、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものであつてはならない。

7 第一項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正是、訂正後における特許請求の範囲に記載される事項により特定された後は、この限りでない。

8 訂正審判は、特許権の消滅後においても、請求の範囲に記載されている事項により特定された後は、この限りでない。

(訂正審判)

第一百二十七条 特許権者は、専用実施権者又は質権者があるときは、これらの者の承諾を得た場合に限り、訂正審判を請求することができる。

9 第一項ただし書第一号又は第二号に掲げる事項を目的とする訂正是、訂正後における特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

第一百二十八条 願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正をすべき旨の審決が確定したときは、その訂正後における明細書、特許請求の範囲又は図面により特許出願、出願公開、特許をすべき旨の査定又は審決及び特許権の設定の登録がされたものとみなす。

第一百二十九条及び第一百三十条 削除

(審判請求の方式)

第一百三十一条 審判を請求する者は、次に掲げる事項を記載した請求書を特許庁長官に提出しなければならない。

一 当事者及び代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

二 審判事件の表示

三 請求の趣旨及びその理由

4 第百三十二条 審判を請求する場合における前項第三号に掲げる請求の理由は、特許を無効にする根拠となる事実を具体的に特定し、かつ、立証を要する事実ごとに証拠との関係を記載したものでなければならない。

5 第百三十三条 訂正審判を請求する場合における第一項第三号に掲げる請求の趣旨及びその理由は、経済産業省令で定めるところにより記載したものでなければならない。

6 第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正是、願書に添付した明細書又は図面の訂正を請求する場合にあつては、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項の全て(前項後段の規定により一群の請求項ごとに第一項の規定による請求をする場合は、当該明細書又は図面の訂正に係る請求項を含む一群の請求項の全て)について行わなければならぬ。

7 第一項の明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正是、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面(同項ただし書第二号に掲げる事項を目的とする訂正是、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲内においてし

8 訂正審判を請求するときは、請求書に訂正した請求書の補正是、その要旨を変更するものであつてはならない。ただし、当該補正が次の

各号のいずれかに該当するときは、この限りでない。

一 特許無効審判以外の審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由についてされるとき。

二 次項の規定による審判長の許可があつたものであるとき。

三 第百三十三条第一項（第一百二十条の五第九项及び第一百三十四条の二第二项において準用する場合を含む。）の規定により、当該請求書について補正をすべきことを命じられた場合において、当該命じられた事項についてされるとき。

2 審判長は、特許無効審判を請求する場合における前条第一項第三号に掲げる請求の理由の補正がその要旨を変更するものである場合において、当該補正が審理を不适当に遅延させるおそれがないことが明らかなものであり、かつ、次各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、決定をもつて、当該補正を許可することができる。

3 前号に掲げるもののほか当該補正に係る請求の理由を審判請求時の請求書に記載しなかつたことにつき合理的な理由があり、被請求人が当該補正に同意したこと。

4 正書が第百三十四条第一項の規定による請求書の副本の送達の前に提出されたときは、これをすることができない。

5 第百三十二条 同一の特許権について特許無効審判又は延長登録無効審判を請求する者が二人以上あるときは、これらの者は、共同して審判を不服を申し立てることができない。

6 共有に係る特許権について特許権者に対し審判を請求するときは、共有者の全員を被請求人として請求しなければならない。

7 特許権又は特許を受ける権利の共有者がその共有に係る権利について審判を請求するときは、共有者の全員が共同して請求しなければならない。

4 第一項若しくは前項の規定により審判を請求した者又は第二項の規定により審判を請求された者の一人について、審判手続の中止又は中止の原因があるときは、その中断又は中止は、全員についてその効力を生ずる。

（方式に違反した場合の決定による却下）

第五百三十三条 審判長は、請求書が第一百三十二条の規定に違反しているときは、請求人に対し、相当の期間を指定して、請求書について補正をすべきことを命じなければならない。

2 審判長は、前項に規定する場合を除き、審判事件に係る手続について、次の各号の一に該当するときは、相当の期間を指定して、その補正をするべきことを命じなければならない。

3 審判長は、前項から第三項まで又は第九条の規定に違反しているときは、

一 手続が第七条第一項から第三項まで又は第二条の規定により定めた方に違反しているとき。

二 手續がこの法律又はこの法律に基づく命令で定める方式に違反しているとき。

三 手続について第百九十五条第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料を納付しないとき。

4 第百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条、第一百五十三条第二項又は第一百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求することができます。ただし、その訂正是、次に掲げる事項を目的とするものに限る。

1 誤記又は誤訳の訂正

2 不適法な手続の却下

3 明瞭でない記載の釈明

4 他の請求項の記載を引用する請求項の記載

5 第百三十三条の二 審判長は、審判事件に係る手続について、その補正をすべきことを命じた者がこれらの規定により指定した期間内にその補正をしないとき、又はその補正が第一百三十一条の第二項の規定に違反するときは、決定をもつてその手続を却下することができる。

6 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を付さなければならぬ。

7 第百三十四条の二 第百三十三条の二第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条の二第一項、第三十二条第三項及び第四項並びに第一百三十三条第一項、第三項及び第四項の規定は、第一項の場合は準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていなければ請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

8 第百二十六条第四項から第八項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十二条第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合は準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていなければ請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

9 第百二十六条第四項から第八項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十二条第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合は準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていなければ請求項ごとに同項の訂正の請求をしなければならない。

10 第百三十四条の三 審判長は、特許無効審判の請求に理由がないとするものに限る。（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第一百八十二条第一項の規定による取消しの判断が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判断の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができます。

（不適法な審判請求の審決による却下）

第六百三十五条 不適法な審判の請求であつて、その補正をすることができないものについては、被請求人に答弁書を提出する機会を与えないで、審決をもつてこれを却下することができない。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第二項の補正を全般に適用する場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全般的な請求を取り下げなければならない。

3 審判長は、審判に關し、当事者及び参加人を審尋することができる。

4 審判長は、審判に關し、当事者及び参加人を審尋することができる。

5 第百三十四条の二 特許無効審判の被請求人は、前条第一項若しくは第二項、次条、第一百五十三条第二項又は第一百六十四条の二第二項の規定により指定された期間内に限り、取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

6 第一項の訂正の請求がされた場合において、その審判事件において先にした訂正の請求があるときは、当該先の請求は、取り下げられたものとみなす。

7 第一項の訂正の請求は、同項の訂正の請求書に添付された訂正した明細書、特許請求の範囲又は図面について第十七条の五第二項の補正を全般に適用する場合において、第一項の訂正の請求を第二項又は第三項の規定により請求項ごとに又は一群の請求項ごとにしたときは、その全般的な請求を取り下げなければならない。

8 第百五十五条第三項の規定により特許無効審判の請求が請求項ごとに取り下げられたときは、第一項の訂正の請求は、当該請求項ごとに取り下げられたものとみなし、特許無効審判の審判事件に係る全ての請求が取り下げられたときは、当該審判事件に係る同項の訂正の請求は、全て取り下げられたものとみなす。

9 第百二十六条第四項から第八項まで、第一百二十七条、第一百二十八条、第一百三十二条第一項、第三項及び第四項、第一百三十二条第三項及び第四項の規定は、第一項の場合は準用する。この場合において、第二百二十六条第七項中「第一項ただし書第一号又は第二号」とあるのは、「特許無効審判の請求がされていなければ請求項に係る第一項ただし書第一号又は第二号」と読み替えるものとする。

10 第百三十四条の三 審判長は、特許無効審判の請求に理由がないとするものに限る。（審判の請求に理由がないとするものに限る。）に対する第一百八十二条第一項の規定による取消しの判断が確定し、同条第二項の規定により審理を開始するときは、その判断の確定の日から一週間以内に被請求人から申立てあつた場合に限り、被請求人に対し、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正を請求するための相当の期間を指定することができます。

(審判の合議制)
第一百三十六条 審判は、三人又は五人の審判官の合議体が行う。

2 前項の合議体は、過半数により決する。

3 審判官の資格は、政令で定める。

（審判官の指定）
第一百三十七条 特許庁長官は、各審判事件（第百六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあっては、第百六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。）について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

六十二条の規定により審査官がその請求を審査する審判事件にあっては、第百六十四条第三項の規定による報告があつたものに限る。）について前条第一項の合議体を構成すべき審判官を指定しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により指定した審判官のうち審判に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審判官をもつてこれを補充しなければならない。

（審判長）

第一百三十八条 特許庁長官は、前条第一項の規定により指定した審判官のうち一人を審判長として指定しなければならない。

2 審判長は、その審判事件に関する事務を総理する。

（審判官の除斥）

第一百三十九条 審判官は、次の各号のいずれかに該当するときは、その職務の執行から除斥される。

一 審判官又はその配偶者若しくは配偶者である者が事件の当事者、参加人若しくは特許異議申立人であるとき、又はあつたとき。

二 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の四親等内の血族（三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき）。

三 審判官が事件の当事者、参加人又は特許異議申立人の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。

四 審判官が事件について証人又は鑑定人となつたとき。

五 審判官が事件について当事者、参加人若しくは特許異議申立人の代理人であるとき、又はあつたとき。

六 審判官が事件について不服を申し立てられた査定に審査官として関与したとき。

七 審判官が第六十七条第二項の延長登録の出願に係る事件についてその特許権に係る特許

出願の審査においてその査定に審査官として関与したとき。

八 審判官が事件について直接の利害関係を有するとき。当事者又は参加人は、除斥の申立をすることができる。

（審判官の忌避）
第一百四十条 前条に規定する除斥の原因があるときは、当事者又は参加人は、除斥の申立をすることができる。

（審判官の忌避）
第一百四十二条 審判官について審判の公正を妨げるべき事情があるときは、当事者又は参加人は、これを忌避することができる。

2 当事者又は参加人は、事件について審判官に對し書面又は口頭をもつて陳述をした後は、審判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかつたとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでない。

（除斥又は忌避の申立の方式）
第一百四十三条 除斥又は忌避の申立をする者は、その原因を記載した書面を特許庁長官に提出しなければならない。ただし、口頭審理においては、口頭をもつてすることができる。

2 除斥又は忌避の原因は、前項の申立をした日から三日以内に疎明しなければならない。前条第二項ただし書の事実も、同様とする。

（除斥又は忌避の申立についての決定）

第一百四十四条 除斥又は忌避の申立があつたときは、その申立に係る審判官以外の審判官が審判により決定をする。ただし、その申立に係る審判官は、意見を述べることができる。

2 前項の決定は、文書をもつて行い、かつ、理由を附さなければならない。

（審判書記官）

第一百四十五条 特許無効審判及び延長登録無効審判又は忌避の申立てに係る審判書記官は、除斥又は忌避についての審判に関与することができない。

（審判における審理の方式）
第一百四十六条 第百三十二条第一項の規定により口頭審理による審判をするときは、その期日及び場所を定め、当事者及び参加人に対し、期日の呼出しを行わなければならない。

2 第百三十二条第一項ただし書の規定により決定をする。ただし、その申立に係る審判官は、意見を述べることができる。

3 第一百三十二条第一項の決定又はその不作為に対する対応は、不服を申し立てることができない。

（審判手続）
第一百四十七条 第百三十二条第一項及び第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

（調書）
第一百四十八条 第百三十二条第一項及び第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

（審判書記官）
第一百四十九条 第百三十二条第一項及び第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

2 第百三十二条第一項及び第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

（立会い等）
第一百五十条 第百三十二条第一項及び第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

（通訳人）
第一百五十二条 第百三十二条第一項及び第三項の規定による報告があつたものに限る。）について審判書記官を指定しなければならない。

ときは、その指定を解いて他の審判書記官を指定しなければならない。

（審判書記官）
関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

（審判書記官）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（立会い等）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（通訳人）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（審判書記官）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（立会い等）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（通訳人）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（審判書記官）
関して審判長の命令を受けた場合において、その作成又は変更を正当でないと認めるときは、自己の意見を書き添えることができる。

（審判書記官）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（立会い等）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（通訳人）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（審判書記官）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（立会い等）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

（通訳人）
五百六十条第二項及び第三項（口頭弁論調書）の規定は、第一項の調書に準用する。

4 特許庁長官は、第二項の規定による審判請求前の申立てがあつたときは、証拠保全に関与すべき審判官及び審判書記官を指定する。

5 審判長は、第一項又は第二項の規定により職権で証拠調査又は証拠保全をしたときは、その結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てる機会を与えないければならない。

6 第一項又は第二項の証拠調査又は証拠保全は、当該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

第一百五十二条 第百四十五条第六項及び第七項並びに第一百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項（期日の指定）第九十四条（期日の呼出し）、第一百七十九条から第一百八十一第一条まで、第一百八十三条から第一百八十六条まで、第一百八十八条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十五条から第一百九十八条まで、第一百九十九条第一項、第二百一条から第二百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十条から第二百十三条まで、第二百十四条第一項から第三項まで、第二百十五条から第二百二十二条まで、第二百二十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百四十条から第二百四十二条まで（証拠及び第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調査又は証拠保全に準用する。この場合において当事者が自由とした事実及び顯著な事実」とあるのは「顯著な事実」と、同法第二百四条及び第二百十五条の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。）

（職権による審理）

7 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第二百四十五条第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。

第一百五十三条 審判においては、当事者又は参加人が申し立てない理由についても、審理することができる。

2 審判長は、前項の規定により当事者又は参加人が申し立てない理由について審理したとき

は、その審理の結果を当事者及び参加人に通知し、相当の期間を指定して、意見を申し立てるべき。

6 第一項又は第二項の証拠調査又は証拠保全は、當該事務を取り扱うべき地の地方裁判所又は簡易裁判所に嘱託することができる。

第一百五十四条 第百四十五条第六項及び第七項並びに第一百四十七条並びに民事訴訟法第九十三条第一項（期日の指定）第九十四条（期日の呼出し）、第一百七十九条から第一百八十一第一条まで、第一百八十三条から第一百八十六条まで、第一百八十八条、第一百九十条、第一百九十二条、第一百九十五条から第一百九十八条まで、第一百九十九条第一項、第二百一条から第二百四条まで、第二百六条、第二百七条、第二百十条から第二百十三条まで、第二百十四条第一項から第三項まで、第二百十五条から第二百二十二条まで、第二百二十二条第一項、第二百三十三条、第二百三十四条、第二百三十六条から第二百三十八条まで、第二百四十条から第二百四十二条まで（証拠及び第二百七十八条（尋問等に代わる書面の提出）の規定は、前条の規定による証拠調査又は証拠保全に準用する。この場合において当事者が自由とした事実及び顯著な事実」とあるのは「顯著な事実」と、同法第二百四条及び第二百十五条の三中「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。）

（職権による審理）

7 審判長は、当事者又は参加人が法定若しくは指定の期間内に手続をせず、又は第二百四十五条第三項の規定により定めるところに従つて出頭しないときであつても、審判手続を進行することができる。

第一百五十五条 第百三十四条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができる。

第一百五十六条 審判の請求は、第百三十四条第一項の答弁書の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができない。

第一百五十七条 審判の請求は、審決が確定するまでは、取り下げることができる。

第一百五十八条 審判の請求は、審決があつたときは、審決の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができない。

第一百五十九条 審判の請求は、審決があつたときは、審決の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げることができる。

第一百六十条 審判の請求は、審決があつたときは、審決の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げなければならない。

第一百六十二条 特許庁長官は、拒絶査定不服審判の請求があつた場合において、その請求と同時にその請求に係る特許出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面について補正があつたときは、審査官にその請求を審査させなければならない。

第一百六十三条 第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十四条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十五条 審判長は、特許無効審判以外の審判を請求したときは、その請求の取下げは、その全ての請求について行わなければならない。（審理の終結の通知）

第一百六十六条 審判長は、特許無効審判以外の審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十七条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十八条 審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十九条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百七十条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百七十一条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百七十二条 審判長は、必要があるときは、前二項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

第一百七十三条 審判は、第一項又は第二項の規定による通知をした場合における当該審判について準用する。

第一百七十四条 第五十五条、第六十七条の三第二項から第四項まで及び第六十七条の七第二項から第四項までの規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由とするとする場合における当該審判について準用する。

第一百七十五条 第五十五条、第六十七条の三第二項から第四項までの規定による審査において特許をすべき旨の査定を取消さなければならない。

第一百七十六条 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定をしてはならない。

第一百五十七条 審決があつたときは、審判は、終了する。

2 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一 審判の番号

二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 審判事件の表示

四 審決の結論及び理由

五 審決の年月日

第一百五十八条 審査においてした手続は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百五十九条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。（審理の終結の通知）

第一百六十一条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十二条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十三条 第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十四条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十五条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。（審理の終結の通知）

第一百六十六条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十七条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十八条 審査においてした手續は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十九条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百七十条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百七十一条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百七十二条 審判長は、必要があるときは、前二項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

第一百七十三条 審判は、第一項又は第二項の規定による通知をした場合における当該審判について準用する。

第一百七十四条 第五十五条、第六十七条の三第二項から第四項までの規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由とするとする場合における当該審判について準用する。

第一百七十五条 第五十五条、第六十七条の三第二項から第四項までの規定による審査において特許をすべき旨の査定を取消さなければならない。

第一百七十六条 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定をしてはならない。

第一百五十七条 審決があつたときは、審判は、終了する。

2 審決は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行わなければならない。

一 審判の番号

二 当事者及び参加人並びに代理人の氏名又は名称及び住所又は居所

三 審判事件の表示

四 審決の結論及び理由

五 審決の年月日

六 審判の併合又は分離

7 審判においては、請求人が申し立てない請求の趣旨については、審理することがない。

第一百五十八条 当事者の双方又は一方が同一である二以上の審判については、その審理の併合をすることができる。

第一百五十九条 審判の請求は、審決があつたときは、審決の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げなければならない。

第一百六十条 審判の請求は、審決があつたときは、審決の提出があつた後は、相手方の承諾を得なければ取り下げなければならない。

第一百六十一条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。（審理の終結の通知）

第一百六十一条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十二条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十三条 第四十八条、第五十三条及び第五十四条の規定は、前条の規定による審査に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十四条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十五条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。（審理の終結の通知）

第一百六十六条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十七条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百六十八条 審査においてした手續は、拒絶査定不服審判においても、その効力を有する。第五十三条の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。この場合において、第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百六十九条 第五十三条第一項中「第十七条の二第一項第一号又は第三号」とあるのは「第十七条の二第一項第一号又は第三号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第四号」と、「第三号又は第三号」である。

第一百七十条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百七十一条 審判長は、特許無効審判においては、事件が審決をするのに熟したときは、審理の終結を当事者及び参加人に通知しなければならない。

第一百七十二条 審判長は、必要があるときは、前二項の規定による通知をした後であつても、当事者若しくは参加人の申立てにより又は職権で、審理の再開をすることができる。

第一百七十三条 審判は、第一項又は第二項の規定による通知をした場合における当該審判について準用する。

第一百七十四条 第五十五条、第六十七条の三第二項から第四項までの規定は、拒絶査定不服審判の請求を理由とするとする場合における当該審判について準用する。

第一百七十五条 第五十五条、第六十七条の三第二項から第四項までの規定による審査において特許をすべき旨の査定を取消さなければならない。

第一百七十六条 審査官は、前項に規定する場合を除き、前条第一項において準用する第五十三条第一項の規定による却下の決定をしてはならない。

関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

特許に関する書類及び特許原簿のうち磁気テープをもつて調製した部分に記録されている個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）第六十条第一項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第五章第四節の規定は、適用しない。

（特許表示）

第一百八十七条 特許権者、専用実施権者又は通常実施権者は、経済産業省令で定めるところにより、物の特許発明におけるその物若しくは物を生産する方法の特許発明におけるその方法により生産した物（以下「特許に係る物」という。）又はその物の包装にその物又は方法の発明が特許に係る旨の表示（以下「特許表示」という。）を附するように努めなければならない。

（虚偽表示の禁止）

第一百八十八条 何人も、次に掲げる行為をしてはならない。

一 特許に係る物以外の物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示をする行為

二 特許に係る物以外の物であつて、その物又はその物の包装に特許表示又はこれと紛らわしい表示を付したもの、譲渡等又は譲渡等のための展示をする行為

三 特許に係る物以外の物の生産若しくは使用をさせるため、又は譲渡等をするため、広告にその物の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

四 方法の特許発明におけるその方法以外の方を使用させるため、又は譲渡し若しくは貸し渡すため、広告にその方法の発明が特許に係る旨を表示し、又はこれと紛らわしい表示をする行為

（送達）

第一百八十九条 送達する書類は、この法律に規定するもののほか、経済産業省令で定める。

第一百九十条 民事訴訟法第九十八条规定第二項、第九十九条から第百三條まで、第百五条、第百六条、第百七条第一項（第一号及び第三号を除く。）及び第三項並びに第百九条（送達）の規定は、この法律又は前条の経済産業省令で定める書類の送達に準用する。この場合において、同法第九十八条规定第二項及び第一百条中「裁判所書記官」とあるのは「特許長官の指定する職員」とある。

又は審判書記官」と、同法第九十九条规定第一項中「郵便又は執行官」とあるのは「郵便」と、同法第一百七条第一項中「場合には、裁判所書記官」とあるのは「場合及び審査に関する書類を送達すべき場合には、特許長官の指定する職員又は審判書記官」と、「最高裁判所規則」とあるのは「経済産業省令」と読み替えるものとする。

第一百九十二条 特許長官の指定する職員又は審判書記官は、次に掲げる場合には、公示送達をすることができる。

一 送達を受けるべき者の住所、居所その他送達をすべき場所が知れない場合

二 前条において準用する民事訴訟法第一百七条第一項（第二号及び第三号を除く。）の規定により送達をすることができない場合

三 次条第二項の規定により書類を発送することができ困難な状況が六月間継続した場合

四 公示送達は、送達する書類を送達を受けるべき者に何時でも交付すべき旨を官報及び特許公報に掲載するとともに、その旨を特許庁の掲示場に掲示し、又は特許庁の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したもの閲覧をすることができる状態に置くことにより行う。

五 出願公開後における第十七条の二第一項の規定による願書に添付した明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

六 特許異議の申立てについての確定した決まりの提出若しくは再審の確定した決定若しくは確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

七 特許の確定審決又は再審の確定した決定若しくは確定審決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

八 訂正した明細書及び特許請求の範囲に記載された事項並びに図面の内容（訂正をすべき旨の確定した決定又は確定審決があつたものに限る。）

九 裁定の請求若しくはその取下げ又は裁定

一〇 第百七十八条第一項の訴えについての確定

一一 第百七十八条第一項の訴えについての確定

一二 判決（特許権の設定の登録又は出願公開がされたものに限る。）

一三 前項の規定により書類を書留郵便等に付して発送したときは、発送の時に送達があつたものとみなす。

（特許公報）

第一百九十三条 特許庁は、特許公報を発行する。

一 特許公報には、この法律に規定するものはか、次に掲げる事項を掲載しなければならない。

一 出願公開後における拒絶をすべき旨の査定若しくは特許出願の放棄、取下げ若しくは却下又は特許権の存続期間の延長登録の出願の取下げ

二 出願公開後における特許を受ける権利の

三 前項の規定により書類を書留郵便等に付して依頼することができる。

（手数料）

第一百九十五条 次に掲げる者は、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

一 第四条、第五条第一項若しくは第百八条第一項の規定による期間の延長又は第五条第二項の規定による期日の変更を請求する者

二 特許証の再交付を請求する者

三 第三十四条第四項の規定により承継の届出をする者

四 第百八十六条第一項の規定により証明を請求する者

五 第百八十六条第一項の規定により書類の譲り受けを請求する者

六 第百八十六条第一項の規定により書類の閲覧又は謄写を請求する者

七 第百八十六条第一項の規定により特許原簿のうち磁気データーをもつて調製した部分に記載されている事項を記載した書類の交付を請求する者

八 別表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の範囲内において政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

九 特許出願人でない者が出願審査の請求をした後ににおいて、当該特許出願の願書に添付した特許請求の範囲についての補正により請求項の数が増加したときは、その増加した請求項について前項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかるらず、特許出願人が納付しなければならない。

一〇 前三项の規定は、これらの規定により手数料を納付すべき者が国であるときは、適用しない。

一一 特許又は特許を受ける権利が国と国以外の者との共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、国と国以外の者が自己の特許権又は特許を受ける権利について第一項又は第二項の規定により納付すべき手数料（出願審査の請求の手数料以外の政令で定める手数料に限る。）は、これらの規定にかかるらず、これらの規定に規定する手数料の金額に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額とし、国以外の者がその額を納付しなければならない。

一二 特許を受ける権利が国又は次条若しくは第百九十五条の二の二の規定若しくは他の法令の規定による出願審査の請求の手数料の軽減若しくは免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は免除（以下この項において「減免」という。）を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の特許を受ける権利について第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料は、同項の規定にかかるらず、国以外の各共有者ごとに同一項目に規定する出願審査の請求の手数料の金額（減免を受ける者があつては、その減免後の金額）にその持分の割合を乗じて得た額を合算しなければならない。

一三 前二項の規定により算定した手数料の金額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

一四 第一項から第三項までの手数料の納付は、経済産業省令で定めるところにより、特許印紙を

もつてしなければならない。ただし、経済産業省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第六項の規定による命令

二 第四十八条の七の規定による通知

三 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

13 第九項又は第十一項の規定による手数料の返還を請求する者がその責めに帰することができる理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、一ヶ月）以内にこれらの規定に規定する期間の経過後六ヶ月以内にその請求をすることができる。
(出願審査の請求の手数料の減免)

第一百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することができる。出願審査の請求の手数料を納付するときは、政令で定めるところにより、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者のうち経済的困難その他の事由により出願審査の請求の手数料を納付することが特に困難であると認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

第一百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九条の二第一項の政令で定める者に対する

省令で定める場合には、経済産業省令で定めるところにより、現金をもつて納めることができる。

出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

一 第三十九条第六項の規定による命令

二 第四十八条の七の規定による通知

三 第五十二条第二項の規定による査定の謄本の送達

前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

12 前項の規定による手数料の返還は、納付した日から一年を経過した後は、請求することができない。

11 過誤納の手数料は、納付した者の請求により返還する。

10 前項の規定による手数料の返還は、特許出願が放棄され、又は取り下げられた日から六月を経過した後は、請求することができない。

9 出願審査の請求をした後において、次に掲げる命令、通知又は査定の謄本の送達のいずれかがあるまでの間にその特許出願が放棄され、又は取り下げられたときは、第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を納付した者の請求により政令で定める額を返還する。

五条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。ただし、当該者たちのうち第九条の二第三項に規定する試験研究機関等その他の研究開発の寄与の程度が特に高いと認められる者として政令で定める者以外の者に対しては、政令で定める件数を限度とする。

(行政手続法の適用除外)

第一百九十五条の三 この法律又はこの法律に基づく命令の規定による処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

（行政不服審査法の規定による審査請求の制限）

第一百九十五条の四 査定・取消決定若しくは審決書若しくは第百二十条の五第二項若しくは第百三十四条の二第一項の訂正の請求書の却下の決定並びにこの法律の規定により不服を申し立てることができないこととされている処分又はこれららの不作為については、行政不服審査法の規定による審査請求をすることができない。

第十一章 賞則

(侵害の罪)

第一百九十六条 特許権又は専用実施権を侵害しない理由により、第十項又は前項に規定する期間内にその請求をすることができないときは、これらの規定にかかわらず、その理由がなくなつた日から十四日（在外者にあつては、一ヶ月）以内にこれらの規定に規定する期間の経過後六ヶ月以内にその請求をすることができる。

第一百九十五条の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて資力を考慮して政令で定める要件に該当する者が、出願審査の請求の手数料を納付することができる。出願審査の請求の手数料を納付するときは、政令で定めるところにより、政令で定めるところにより、前条第二項の規定により納付すべき出願審査の請求の手数料を軽減し、又は免除することができる。

第一百九十五条の二の二 特許庁長官は、自己の特許出願について出願審査の請求をする者であつて、第九条の二第一項の政令で定める者に対する

をしたときは、三月以上十年以下の懲役に処する。

2 前項の罪を犯した者が事件の判定の謄本が送達され、又は特許異議の申立てについての決定若しくは審決が確定する前に自白したときは、その刑を減輕し、又は免除することができる。
(秘密を漏らした罪)

第二百条 特許庁の職員又はその職にあつた者がその職務に関して知得した特許出願中の発明に関する秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第二百条の二 査証人又は査証人であつた者が査証に関して知得した秘密を漏らし、又は盗用したときは、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
(秘密保持命令違反の罪)

第二百条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の懲役若しくは五百円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

1 前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

2 前項の罪は、日本国外において同項の罪を犯した者にも適用する。

(両罰規定)

第二百一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して当該各号で定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

1 第一百九十六条、第九十九条の二又は前条第一項、三億円以下の罰金刑

2 第一百九十七条又は第九十九条、一億円以下の罰金刑

3 前項の場合において、当該行為者に対しても前条第二項の告訴は、その法人又は人に対しても効力を生じ、その法人又は人に對してした告訴は、当該行為者に対しても効力を生ずるものとする。

4 第一条の規定による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

6 この法律の施行の際現に係属している訴訟の管轄については、当該管轄を専属管轄とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

7 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

8 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについ

する場合を含む。）及び第百七十四条第一項から第四項までにおいて準用する場合を含む。）において準用する民事訴訟法第二百七条第一項の規定により宣誓した者が特許庁又はその嘱託を受けた裁判所に対し虚偽の陳述をしたときは、十万円以下の過料に処する。

第二百三条 この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から呼出しを受けた者が、正当な理由がないのに出頭せず、又は宣誓、陳述、証言、鑑定若しくは通訳を拒んだときは、十万円以下の過料に処する。

第二百四条 証拠調又は証拠保全に關し、この法律の規定により特許庁又はその嘱託を受けた裁判所から書類その他の物件の提出又は提示を命じられた者が正当な理由がないのにその命令に従わなかつたときは、十万円以下の過料に処する。

3 第一条の規定による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

4 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、この法律による改正前の規定によつて生じた効力を妨げない。

5 この法律の施行の際現に係属している訴訟については、当該訴訟を提起することができない旨を定めるこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお從前の例による。

6 この法律の施行の際現にこの法律による改正前の規定による出訴期間が進行している处分又は裁決に関する訴訟の出訴期間については、なお從前の例による。ただし、この法律による改正後の規定による出訴期間がこの法律による改正前の規定による出訴期間より短い場合に限る。

7 この法律の施行前にされた処分又は裁決に関する当事者訴訟で、この法律による改正により出訴期間が定められることとなつたものについ

ての出訴期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行の際現に係属している处分又は裁決の取消しについては、当該法律関係の当事者の一方を被告とする旨のこの法律による改正後の規定にかかるわらず、なお従前の例による。ただし、裁判所は、原告の申立てにより、決定をもつて、当該訴訟を当事者訴訟に変更することを許すことができる。

8 前項ただし書の場合には、行政事件訴訟法第十八条後段及び第二十一条第二項から第五項まで規定を準用する。

附 則（昭和三七年九月一五日法律第一号）抄

1 この法律は、昭和三十七年十月一日から施行する。

2 この法律による改正後の規定は、この附則に特別の定めがある場合を除き、この法律の施行前にされた行政府の処分、この法律の施行前にされた申請に係る行政府の不作為その他この法律の施行前に生じた事項についても適用する。

3 この法律の施行前に提起された訴願、審査の請求、異議の申立てその他の不服申立て（以下「訴願等」という。）については、この法律の施行後も、なお従前の例による。この法律の施行前にされた訴願等の裁決、決定その他の処分（以下「裁決等」という。）又はこの法律の施行前に提起された訴願等につきこの法律の施行後にされる裁決等にさらに不服がある場合の訴願等についても、同様とする。

4 前項に規定する訴願等で、この法律の施行後は行政不服審査法による不服申立てをすることができることとなる处分に係るものは、同法以外の法律の適用については、行政不服審査法による不服申立てとみなす。

5 第二項の規定によりこの法律の施行後にされる審査の請求、異議の申立てその他の不服申立ての裁決等については、行政不服審査法による不服申立てをすることができない。

6 この法律の施行前にされた行政府の処分で、この法律による改正前の規定により訴願等をすることができるものとされ、かつ、その提起期間が定められていないかたるものについて、行政不服審査法による不服申立てをすることができる。この法律の施行の日から起算する。この法律の施行の日から起算する期間は、この法律の施行の日から起算する。

7 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

8 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

9 前八項に定めるものほか、この法律の施行に關して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則（昭和四〇年五月二四日法律第八号）抄

1 この法律は、千九百十一年六月二日にワシントンセルで、千九百二十一年六月六日にて一ヶで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条（2）（c）の規定による同条に依る。

2 この法律は、昭和四十一年七月一日から施行する。

3 この法律は、千九百二十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

4 この法律は、昭和四十二年六月二日にワシントンセルで、千九百三十一年六月六日にて一ヶで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条（2）（c）の規定による同条に依る。

5 この法律は、昭和四十二年六月二日にワシントンセルで、千九百三十一年六月六日にて一ヶで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、及び千九百五十八年十月三十一日にリスボンで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条（2）（c）の規定による同条に依る。

6 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

7 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

8 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

9 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

10 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

11 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

12 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

13 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

14 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

15 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

16 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

17 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

18 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

19 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

20 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

21 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

22 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

23 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

24 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

25 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

26 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

27 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

28 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

29 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

30 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

31 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

32 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

33 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

34 この法律は、千九百三十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

九条の二及び第一百二十三条第一項第一号の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

（特許出願の手数料）

この法律は、公布の日から起算して九月をこえない範囲内において政令で定める日から施行する。

（附則）（昭和三九年七月四日法律第一四号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四〇年五月二四日法律第八号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年六月三〇日法律第九号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一一号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一二号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一三号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一四号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一五号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一六号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一七号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一八号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第一九号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第二〇号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第二一号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

（附則）（昭和四一年七月一日法律第二二号）

この法律は、千九百十一年六月六日以降に加入した効力発生の日から施行する。

二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にハーベで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約第二十条（2）（c）の規定による同条約第一條から第十二条までの規定の効力の発生の日

（政令への委任）

前各条に定めるものほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

（特許出願の手数料）

この法律の施行後納付すべき手数料について適用する。ただし、この法律の施行前にした特許出願についての同法別表第四号の手数料については、この限りでない。

（特許法の改正に伴う経過措置）

この法律の施行後に納付すべき手数料を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでの間は、なお従前の例による。

（特許法の改正に伴う経過措置）

この法律の施行前にした特許出願に係る特許料を除き、その特許出願について査定又は審決が確定するまでの間は、なお従前の例による。

万八千六百円に一請求項につき四千円」とあるのは「十五万四千六百円に一発明（特許請求の範囲に記載された一発明をいう。以下この表において同じ。）につき二万八千円」と、同表第十一号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

(追加の特許権についての特則)

第九条 追加の特許権及び旧法第七十五条第一項の規定により追加の特許権が独立の特許権になつたときの当該独立の特許権については、新特許法第六十七条第三項の規定にかかわらず、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができない。

特許権の存続期間の延長登録の出願があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、その追加の特許権の存続期間は、原特許権とともに延長されたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録の出願について拒絶をすべき旨の査定が確定し、又はその存続期間を延長した旨の登録があつたときは、この限りでない。

特許権の存続期間を延長した旨の登録があつた場合において、その特許権に係る追加の特許権があるときは、原特許権の存続期間が延長された期間についてその追加の特許権の存続期間を延長した旨の登録をする。

特許権の存続期間の延長登録を無効にすべき旨の審決が確定した場合において、その特許権に追加の特許権があるときは、その追加の特許権の当該延長登録による存続期間の延長は、初めからされなかつたものとみなす。ただし、原特許権の存続期間の延長登録が新特許法第二十五条の二第一項第三号に該当する場合において、その特許権の実施をすらかなかつたものとみなす。(政令への委任)

第十一條 附則 第二条から第六条まで及び第八条

に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (昭和六三年一二月一三日法律第

(施行期日) **抄** **九(一)** この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成五年四月二三日法律第二六号) (施行期日) **抄** **九(一)** この法律は、公布の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める日から施行する。

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手続その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

附 則 (平成五年四月二三日法律第二六号) (施行期日) **抄** **九(一)** この法律は、公布の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手續その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手續その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

第九条 この法律の施行の日前において電子情報処理組織を整備する場合の手續その他この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(政令への委任)

附 則 (昭和六三年一二月一三日法律第

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、第一条の規定による改正後の特

許法(以下「新特許法」という。)第百九十五条第一項及び第二項の規定により納付すべき手数料を除く、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、な

お従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした特許出願の願書に添付した明細書又は図面について出願公告をすべ

き旨の決定の謄本の送達前にした補正がこれら

の要旨を変更するものと特許権の設定の登録が

あつた後に認められたときは、その特許出願及びその特許出願に係る特許権については、なお

従前の例による。

第四条 第一百九十五条第一項の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

第五条 この法律の施行前にした特許出願に係る旧特許法第二十二条第一項の審判及びこの法律の規定により納付すべき手数料を除き、なお従前の例による。

第六条 この法律の施行前に請求された同項の審

判の確定審決に対する再審(以下この項において「審判・再審」という。)に係る手数料の納付については、審判・再審を新特許法別表第十号に規定する審判又は再審とみなして、新特許

法第二百九十五条第二項の規定を適用する。この

場合において、その審判・再審が特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号。以下「昭和六十二年法」という。)の施行

前にした特許出願に係るものであるときは、同号中「四万九千五百円に一請求項につき五千五百円」とあるのは、「二万七千五百円に一発明につき二万七千五百円」とする。

第七条 この法律の施行前に請求された旧特許法第百七十四条第四項において準用する旧特許法第一百六十五条第一項の審判及びその確定審決に対する再審において、旧特許法第一百六十五条第一項の申立て(以下この項において「請求公報異議申立て」という。)があつた場合における手数料の納付については、請求公報異議申立てを新特許法別表第六号に規定する特許

法第二項の規定により読み替えて適用される

(昭和六十二年法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 附則第一項ただし書に規定する日前に前

の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条の規定による改正前の昭和六十二年法附則第三条の規定により読み替えて適用される

旧特許法第一百七十七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料であつて旧特許法第一百九十五条の規定によりその納付が猶予されたもの(そ

の猶予期間内に納付するものに限る。)について

は、前条の規定による改正後の昭和六十二年

法附則第三条第三項の規定により読み替えて適

用される旧特許法第百七条第一項の規定にかかわらず、なお從前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十六条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

附則第二条第一項、第七項又は第八項の規定によりなお從前の例によるものとされた審判又は再審の審決に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。ただし、旧特許法第百九十七条中「二十万円」とあるのは、「三百万円」とする。

(政令への委任)

第十七条 附則第一条から第六条まで、第八条、第十条及び前条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成五年一一月一二日法律第八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、行政手続法(平成五年法律第八十八号)の施行の日から施行する。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののが、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成六年一二月一四日法律第一六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成七年七月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

第一条中特許法第三十条第三項の改正規定

第五条の規定(商標法第十条第三項、第十三条第一項、第四十四条第二項及び第六十三条第二項の改正規定を除く。)及び第九条の規定

平成七年七月一日又は世界貿易機関を設立するマラケシユ協定が日本国について効力を生ずる日(以下「発効日」という。)のいづれか遅い日

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定(「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る)、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く)、同法第

五十条の二の改正規定(「第一百七十四条第二項」を「第一百七十四条第三項」に、「第一百九十三条第二項」を「第一百七十四条第三項」に、「第一百九十三条第二項」に改める部分に限る)、同法第六十二条第二項の改正規定並びに同法第六十二条第二項第四号に改める部分に限る)、同法第五

条の改正規定(「第一百七十四条第二項」を「第一百七十四条第三項」に改める部分に限る)、第四条中意匠法第十三条第三項、第十九条、第五十八条、第六十八条第一項及び第七十五条の改正規定、第六条の規定、第七条中弁理士法第五条の改正規定並びに附則第八条、第九条、第十条第二項、第十七条及び第十九条の規定 平成八年一月一日

(パリ条約の例による優先権についての経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第四十三条の二(第三条の規定による改正後の実用新案法(以下「新実用新案法」という。)第十三条第一項、第四条の規定による改正後の意匠法(以下「新意匠法」という。)第十五条第一項及び第五条の規定による改正後の商標法(以下「新商標法」という。)第十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定は、発効日が平成七年七月一日後となつたときは、発効日前にされた特許出願、実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願については、適用しない。

(原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明についての経過措置)

第三条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願(特許をすべき旨の査定の賛成の送達があつたものを除く。)であつて、当該特許出願の願書に原子核変換の方法により製造されるべき物質の発明が記載されていたものの出願人は、この法律の施行の日から六月以内に限り、当該発明に関する事項について願書に添付した明細書又は図面について補正をすることができる。

前項の規定による補正是、出願公告をすべき

旨の決定の膳本の送達前にした補正とみなす。

二 第二条の規定、第三条中実用新案法第三条の二第一項の改正規定(「出願公告」を「特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行」に改める部分に限る)、同法第十条第五項及び第六項、第十四条第四項並びに第三十九条第三項の改正規定、同法第四十五条の改正規定(同条に一項を加える部分を除く)、同法第

新特許法第八十条第二項及び第九十九条第二項の規定は、前項の規定による通常実施権に準用する。

(存続期間の延長についての経過措置)

第四条 新特許法第六十七条第一項の規定は、この法律の施行前に存続期間(存続期間の延長登録に係る特許権にあつては、当該延長登録前の存続期間)が満了した特許権及び特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)附則第二条の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の特許法(第三項において「昭和六十年旧特許法」という。)第七十五条第一項の独立の特許権(以下単に「独立の特許権」という。)に適用しない。

この法律の施行の際現に存する存続期間の延長登録に係る特許権(独立の特許権を除く。)であつて、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの当該延長登録後の存続期間がその特許出願の日から二十年に満たないときは、その存続期間はその特許出願の日から二十年をもつて終了するものとする。

この法律の施行の際現に存する独立の特許権についての昭和六十年旧特許法第六十七条第三項の規定の適用については、同項第「原特許権の残存期間」とあるのは、「特許法等の一部を改正する法律(平成六年法律第百十六号。以下「改正法」という。)の施行前に原特許権が無効にされなかつたもの又は消滅しなかつたものとして、改正法第一条の規定による改正後の特許法第六十七条第一項並びに改正法附則第四条第一項及び第二項の規定を適用した場合における原特許権の残存期間」とする。

新特許法第六十八条の二の規定は、第二項の規定により特許権の存続期間が延長された場合及び前項の規定により存続期間の延長登録に係る独立の特許権であつて、この法律の施行前に当該延長登録前の存続期間が満了したものの存続期間が延長された場合に準用する。

第二項に規定する特許権又は前項に規定する独立の特許権に係る原特許権の存続期間の延長登録に係る新特許法第二百二十五条の二第一項の規定によつては、同項第三号中「期間を超えたことに

新特許法第二百二十二条の二の規定は、この法律の施行前に第一条の規定による改正前の特許法の施行前に第一号の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第百十二条第四項の規定によつて、この法律の施行前に当該延長登録の施行前に第一号の規定による改正前の特許法(以下「旧特許法」という。)第百十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は

最初から存在しなかつたものとみなされた特許権には、適用しない。

(国外語特許出願等についての経過措置)

第七条 この法律の施行前にした外国語特許出願(旧特許法第八十四条の十六第四項の規定により特許出願とみなされた国際出願であつて、以下同じ。)の翻訳文及びこの法律の施行前にした外国語特許出願に係る特許についての審判又は再審について

第五条 新特許法第六十七条第一項又は前条第二項若しくは第三項の規定により存続期間が延長される特許権であつて、この法律の施行がないとした場合にその存続期間が平成七年七月一日から同月二十九日までに満了したもの翌年(同月二日から同月三十日までに始まる年をいう。)分の特許料の納付については、新特許法第百八条第二項中「前年以前」とあるのは、「平成七年七月三十日まで」とする。

この法律の施行の際現に存する特許権であつて、その存続期間がこの法律の施行により延長されたものについては、この法律の公布の日前に日本国内においてその特許権に係る発明の実施である事業の準備をしている者は、この法律の施行がないとした場合におけるその特許権の存続期間の満了の日後、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

2 この法律の施行の際現に存する特許権であつて、その存続期間がこの法律の施行により延長されたものについては、この法律の公布の日前に日本国内においてその特許権に係る発明の実施である事業の準備をしている者は、この法律の施行がないとした場合におけるその特許権の存続期間の満了の日後、その準備をしている発明及び事業の目的の範囲内において、通常実施権を有する。

2 (平成七年七月三十日まで)

2 は、新特許法第六条、第八十条第一項、第一百八十四条の四第二項から第四項まで、第一百八十四条の六第二項及び第三項、第一百八十四条の九第二項、第一百八十四条の十八並びに第一百八十四条の二十第五項及び第六項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2 この法律の施行前にした外国語特許出願又は改正前の実用新案登録出願（第三条の規定による）の実用新案法（以下「旧実用新案法」という。）第四十八条の十四第四項の規定により実用新案登録出願とみなされた国際出願であつて、外国語でされたものを含む。（以下同じ。）が、新特許法第二十九条の二又は新実用新案法第三条の二に規定する他の特許出願又は実用新案登録出願である場合における新特許法第二十九条の二又は新実用新案法第三条の二の規定の適用については、新特許法第一百八十四条の十三（新特許法第一百八十四条の二十第六項において準用する場合を含む。）及び新実用新案法第十四条の九（新実用新案法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

3 この法律の施行前にした外国語特許出願又は外国語実用新案登録出願が、旧特許法第四十二条第一項又は旧実用新案法第八条第一項の規定による優先権の主張を伴う場合における新特許法第二十九条の二又は新実用新案法第三条の二の規定の適用については、新特許法第一百八十四条の十五第三項（新特許法第一百八十四条の二十二第六項において準用する場合を含む。）及び新実用新案法第四十八条の十第三項（新実用新案法第四十八条の十六第六項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（第二条の規定による特許法の改正に伴う経過措置）

第八条 第二条の規定の施行の際現に特許庁に係属している特許出願であつて、出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達があつたもの及び同条の規定の施行前に出願公告をすべき旨の決定の贈本の送達があつた特許出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法（以下「新々特許法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例による。

特許出願の日が、第二条及び次条第一項の規定の施行前にその決定の贈本の送達があつた出願の施行前にその決定の贈本の送達があつた出願に係る特許、特許権、審判又は再審については、同条の規定による改正後の特許法（以下「新々特許法」という。）の規定にかかわらず、なお従前の例によ

「発行又は出願公告が」とする。

特許法等の一部を改正する法律(昭和六十二年法律第二十七号)、次項及び次条第四項において「昭和六十二年改正法」という。の施行前にした特許出願に係る特許についての新々特許法第百十三條の規定による特許異議の申立てについては、同条、新々特許法第百二十条第二項及び新々特許法第百二十条の三第二項において準用する新々特許法第百五十五条第三項中「請求項」とあるのは、「発明」とする。

昭和六十二年改正法の施行前にした特許出願に係る特許について新々特許法第百十三條の規定による特許異議の申立てをする者が納付しなければならない手数料については、新々特許法別表第十一号中「一件につき八千七百円に一請求項につき千円」とあるのは、「一件につき五千円に一発明につき五千円」とする。

(罰則の適用に関する経過措置)

第十三条 この法律の各改正規定の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の各改正規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

第十四条 附則第二条から前条までに定めるものは、政令で定める。

附 則 (平成七年五月一二日法律第九二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十九日を経過した日から施行する。

附 則 (平成八年六月一二日法律第六八二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

（改定）
（政令への委任）
第二十一条 附則第二条から前条までに定めるものほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。
附 則（平成八年六月二六日法律第一〇号抄）
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第三十条中特許法第十条の改正規定、第三十二条中実用新案法第二条の五第二項の改正規定、第三十三条中意匠法第六十八条第二項の改正規定、第三十四条中商標法第七十七条第二項、附則第二十七条第二項及び附則第三十条の改正規定並びに第五十一条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十一条第二項の改正規定 平成十年四月一日又は新民訴法の施行の日のいずれか遅い日
附 則（平成一〇年五月六日法律第五一號）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、平成十一年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 第一条中特許法第百七十七条の改正規定（同条第一項の表の改正規定に限る）、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第三十六条第一項の改正規定並びに次条第二項及び附則第八条から第十二条までの規定
第一項の表の改正規定を除く。）、第二条中実用新案法第三十一条の改正規定及び同法第五十四条の改正規定（同条第一項第四号から第七号までの改正規定を除く。）、第二条中

第七号までの改正規定を除く)、第四条の規定、第五条中商標法第四十条、第四十一条の二第五項及び第六十五条の七第三項の改正規定並びに同法第七十六条の改正規定(同条第一項の改正規定を除く)、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第四十条の改正規定並びに次条第三項、附則第三条第二項、第五条並びに第六条第二項の規定、附則第十四条中商標法等の一部を改正する法律(平成八年法律第六十八号)附則第十五条第二項の改正規定並びに附則第十八条の規定 平成十一年四月一日

(特許法の改正に伴う経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に特許庁に係属している特許出願又は特許に係る審判若しくは再審については、別段の定めがある場合を除き、その特許出願又は審判若しくは再審について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

2 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料については、第一条の規定による改正後の特許法(以下「新特許法」という。)第一百七条第一項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

3 前条第二号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであつた特許料については、新特許法第七百七条第三項及び第四項の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

4 この法律の施行前にした特許出願に係る特許についての特許異議の申立て又は無効の理由については、なお従前の例による。

(罰則の適用に関する経過措置)

第七条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、それぞれなお従前の例による。

(政令への委任)

第八条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 附則第一条第一号に定める日前に前条の規定による改正前の特許法等の一部を改正する法律(以下「昭和六十二年改正法」という。)附則第三条第三項の規定により読み替えて適用

される第一条の規定による改正前の特許法第百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであつた特許料については、前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法附則第三条第三項の規定により読み替えて適用される新特許法第七百七条第一項の規定にかかるず、なお従前の例による。

附 則（平成一一年五月一四日法律第四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、平成十二年一月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

2 第一条中特許法第七条第一項の表の改正規定及び同法第六十八条に二項を加える改正規定並び同法第六十八条に二項を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十一条第一項の表の改正規定及び同法第四十条に二項を加える改正規定並びに次条第十項、附則第三条第六項及び附則第七条から第十二条までの規定（公布の日から起算して一月を超えない範囲内において政令で定める日）二及び三 略

3 第一条中特許法第四十六条第一項にたゞし書を加える改正規定、同条第二項の改正規定及び同法第四十八条の三第一項の改正規定並びに次条第三項及び第四項の規定 平成十三年十月一日
（特許法の一部改正に伴う経過措置）
第二条 この法律の施行に特許出願に係属している特許出願に係る発明の新規性の要件については、その特許出願について査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。
2 この法律の施行後にされた特許出願であつて、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定によりこの法律の施行前にしたものとみなされるものについては、特許法第四十四条第四項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）の規定を適用する。
3 新案登録出願若しくは意匠登録出願に係る出願の変更については、第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第四十条第一項若しくは第二項の規定にかかるず、なお従前の例による。

4 前条第四号に掲げる規定の施行の際現に特許局に係属している特許出願に係る出願審査の請求については新特許法第四十八条の三第一項の規定にかかるず、なお従前の例による。

5 この法律の施行の際現に特許局に係属している特許権の存続期間の延長登録の出願については、その延長登録の出願についての査定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

6 特許法第六十七条第二項の政令で定める处分を受けることが必要であるために特許発明の実施をすることが二年に満たない期間でしかなかった者は、この法律の施行の日前三月以後に当該処分を受けたときは、特許権の存続期間の延長登録の出願をすることができる。

7 この法律の施行前に求められた特許発明の技術的範囲についての判定については、なお従前の例による。

8 新特許法第四章第二節（新特許法第六十五条第五項において準用する場合を含む。）の規定は、別段の定めがある場合を除き、この法律の施行前に生じた事項にも適用する。ただし、第一項の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）第四章第二節の規定により生じた効力を妨げない。

9 新特許法第一百五条の三の規定は、この法律の施行前に、第二審である高等裁判所又は地方裁判所における口頭弁論が終結した事件及び簡易裁判所の判決又は地方裁判所が第一審としてした判決に対し上告をする権利を留保して控訴をしない旨の合意をした事件については、適用しない。

10 前条第一号に定める日前に既に納付した特許料又は同日前に納付すべきであった特許料（旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、新特許法第一百七条第一項の規定により既に納付した特許料又は同日前に同項の規定により納付すべきであった特許料（旧特許法第一百九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）にかかるず、なお従前の例による。

11 この法律の施行前に特許をすべき旨の査定又は審決の謄本の送達があつた特許出願に係る特許料の減免又は猶予については、新特許法第一百九条の規定にかかるず、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にした特許出願に係る特許の査定については、なお従前の例による。

13 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て若しくは特許法第二百三十三条第一項の審判

14 国際特許出願であつてこの法律の施行前に国際公開がされたものについての新特許法第二百四十四条の十第一項の規定の適用については、同項中「国際公開があつた後」とあるのは、「国際公開があつた後（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開があつたときは、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律（平成十一年法律第四十一号）の施行時のいずれか早い時の後」と、「特許権の設定の登録前に、外國語特許出願」とあるのは、「特許権の設定の登録前（優先日から一年六月を経過する以前に国際公開がされた国際特許出願については、優先日から一年六月を経過した時又は特許法等の一部を改正する法律の施行の時のいずれか早い時の後特許権の設定の登録（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）」である。

15 第一条 この法律は、平成十二年四月一日から施行する。
（経過措置）

16 附 則（平成一一年一二月二二日法律第十六〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定めた日から施行する。

17 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

18 附 則（平成一一年一二月二二日法律第二二〇号）抄

（施行期日） 第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

19 附 則（平成一二年五月一九日法律第十九条）抄

（施行期日） 第一条 この法律（第一条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。

20 附 則（平成一二年五月一九日法律第七四号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

21 附 則（平成一二年七月四日法律第九六号）抄

（施行期日） 第一条 この法律は、公布の日から施行する。

許異議の申立て若しくは審判又は再審についての決定又は審決が確定するまでは、なお従前の例による。

9 この法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は審判の確定した取消決定又は特許異議申立書の却下の決定に対する訴えについては、なお従前の例による。

8 新特許法第二百八十二条の規定は、この法律の施行後に請求される特許無効審判についての審行前に請求された特許法第二百二十三条第一項の審判についての審決に対する訴えについては、なお従前の例による。

10 新特許法第二百八十二条の規定は、この法律の施行後に請求される特許無効審判についての審行前に請求された特許法第二百二十三条第一項の審判に対する訴えについては、なお従前の例による。

11 新特許法第二百二十三条第一項第八号の規定は、この法律の施行後に新特許法の規定による訂正をする特許について適用し、この法律の施行前に旧特許法の規定による訂正をした特許及びこの法律の施行後に旧特許法の規定による訂正をする特許については、なお従前の例による。

12 この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての決定が確定していない場合におけるこの法律の施行後に訂正をする特許に係る新特許法第二百二十六条第二項の規定の適用については、同項中「特許無効審判が」とあるのは「特許異議の申立て又は特許無効審判が」と、「その審決」とあるのは「その決定又は審決」と、「特許無効審判の審決に対する」とあるのは「特許異議の申立てについての特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）第一条の規定による改正前の特許法第二百四十四条第二項の取消決定（以下単に「取消決定」といいう。）又は特許無効審判の審決に対する」と、「審決の取消しの判断」とあるのは「取消決定若しくは審決の取消しの判断」とあるのは「法律の施行前に請求された特許異議の申立て又は特許法第二百二十三条第一項の審判に係る取消決定又は審決に対する訴えが、この法律の施行の際現に裁判所に係属している場合において、この法律の施行後当該訴えについての判决が確定するまでの間ににおいて訂正をする特許に係る新特許法第二百二十六条第二項の規定にかかるわらず、新特許法第二百二十六条第二項中「特許無効審判が特許の間は」とあるのは「特許異議の申立て又は審決が確定するまでの間ににおいては、その効力を有する。

13 第二項の規定は、なおその効力を有する。

14 特許法等の一部を改正する法律（平成六年法律第七百六号）。以下「平成六年改正法」という。第一条の規定の施行前にした外國語特許出願（平成六年改正法附則第七条第一項の規定による改正前の特許法第七百八十四条の十六第四項の規定によりなお従前の例によるものとされた平成六年改正法第一条の規定による改正前の特許法第七百八十四条の十五第一項の審判は、当該特許についてこの法律の施行後にする訂正に係る新特許法第七百二十六条第二項（前二項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用については、特許無効審判とみなす。

15 この法律の施行前にされた特許異議の申立てについての決定のすべてが確定する日前に請求された審判に係る新特許法第七百六十八条第一項の規定の適用については、同項中「他の審判」とあるのは、「特許異議の申立てについての決定若しくは他の審判」とする。

（昭和六十二年改正法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条 前条の規定による改正後の昭和六十二年改正法（以下この条において「新昭和六十二年改正法」という。）附則第三条第三項の規定は、一部施行日以後に出願審査の請求をする特許料について適用し、一部施行日前に出願審査の請求をした特許出願に係る特許料についても適用する。

（特許権等に関する訴訟の管轄等に関する経過措置）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（特許権等に関する訴訟の管轄等に関する特許権、実用新案権、回路配線利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え）

第三条 この法律の施行の際現に係属している特許権、実用新案権、回路配線利用権又はプログラムの著作物についての著作者の権利に関する訴え（第四項において「特許権等に関する訴え」という。）及び意匠権、商標権、著作者の権利（プログラムの著作物についての著作者の権利を除く。）、出版権、著作隣接権若しくは育成者権に関する訴え又は不正競争（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第一項に規定する不正競争をいう。）による営業上の利益の侵害に係る訴えに係る訴訟の管轄及び移管については、なお従前の例による。

16 第十九条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（政令への委任）

第十九条 政府は、附則第一条第二号に掲げる規定の施行後五年を経過した場合において、新特許法第七百七十七条第一項並びに別表第一号から第四号まで及び第六号の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則 平成一五年五月三〇日法律第六号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の施行の日から施行する。

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。（その他の経過措置の政令への委任）

附則 平成一五年七月一六日法律第一〇八号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、破産法（平成十六年法律第七十五条。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第十一条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によるなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 平成一六年六月四日法律第七九号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定（公布の日

二 第一条中特許法第二百九十五条第七項の改正規定、第二条中実用新案法第五十四条第六項の改正規定及び第三条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第十四条から第十六条までの改正規定並びに附則第四条第一項の規定（公布の日又は平成十六年四月一日のいずれか遅い日）

（特許法の改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許法第三十五条第四項及び第五項の規定は、この法律の施行後にした特許を受ける権利若しくは特許権の承継又は専用実施権の設定に係る対価について

十二条の二（第三条の規定による改正後の実用新案法第四十七条第一項において準用する場合を含む。）の規定は、適用しない。

3 特許法等の一部を改正する法律附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる同法第一条の規定による改正前の特許法第七百八十二条の規定は、前項に定める場合を除き、第二条の規定による改正後の特許法第七百八十二条の規定は、適用する。

附則 平成一六年六月二日法律第七六号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十六年法律第七十五条。次条第八項並びに附則第三条第八項、第五条第八項、第十六項及び第二十一項、第八条第三項並びに第十三条において「新破産法」という。）の施行の日から施行する。（罰則の適用等に関する経過措置）

第十一条 施行日前にした行為並びに附則第二条第一項、第三条第一項、第四条、第五条第一項、第九項、第十七項、第十九項及び第二十一項並びに第六条第一項及び第三項の規定によるなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附則 平成一六年六月四日法律第七九号抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成十七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第六条の規定（公布の日

4 先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

5 新特許法第四十二条第一項の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした新特許法第四十一条第一項に規定する先の出願について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張の基礎とした旧特許法第四十一条第一項に規定する先の出願については、なお従前の例による。

6 新特許法第四十三条第一項（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行後にする特許出願に伴う優先権の主張について適用し、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、なお従前の例による。

7 新特許法第四十三条第六項（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十三条第二項（旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）に規定する期間内に旧特許法第四十三条第二項に規定する書類又は同条第五項（旧特許法第四十三条の二第三項において準用する場合を含む。）に規定する書面の提出がなかつた場合については、適用しない。

8 新特許法第四十三条の一（新特許法第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。）の規定は、この法律の施行前にした特許出願に伴う優先権の主張については、適用しない。

9 新特許法第四十四条第七項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十四条第一項第二号又は第三号に規定する期間内に同項に規定する新たな特許出願がなかつた場合については、適用しない。

10 新特許法第四十六条第五項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条第一項ただし書に規定する期間内に同項の規定による出願の変更がなかつた場合及び同条第二項に規定する三年の期間内に同項の規定による出願の変更がなかつた場合には、適用しない。

11 新特許法第四十六条の二第三項（同条第一項第一号に係る部分に限る。）の規定は、この法律の施行前に旧特許法第四十六条第一項第二号又は第三号に規定する期間内に同項に規定する

律の施行前に旧特許法第四十六条の二第一項第一号に規定する期間内に同項の規定による特許出願がなかった場合については、適用しない。

新特許法第四十八条の三第五項から第七項までの規定は、この法律の施行前に旧特許法第十八条の三第四項の規定により取り下げられるものとみなされた特許出願については、適用しない。

新特許法第六十七条の二の二第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十七条の二の二第一項に規定する期間内に同項に規定する書面の提出がなかった場合については、適用しない。

新特許法第一百八条第四項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第一百八条第一項に規定する期間内に同条第一項の規定による特許料の納付がなかった場合は、適用しない。

新特許法第一百十三条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第六十六条第三項の規定により同項各号に掲げる事項を掲載した特許公報の発行がされた特許については、適用しない。

新特許法第一百五十五条の規定は、この法律の施行前に旧特許法第一百五十五条第十項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

新特許法第一百五十五条第十三項の規定は、この法律の施行前に旧特許法第一百五十五条第十一項に規定する期間内に同条第九項又は第十二項に規定する期間内に同条第九項又は第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかつた場合については、適用しない。

第八条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第九条 附則第二条から前条まで及び附則第十九条に定めるもののか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一六年六月一三日法律第六九号) 抄
(施行期日)

第五条 行政庁の処理（経過措置の原則）

第六条	(経過措置の原則)
	この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ訴え提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの（当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為を経た後でなければ提起できないこととされる場合は、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの）の訴えの提起については、なお従前の例による。
	この法律の規定による改正前の法律の規定（前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合を含む。）により異議申立てが提起される处分その他の行為であつて、この法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものとの取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。
	不服申立てに対する行政手続の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）
第九条	この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。（その他の経過措置の政令への委任）
第十条	附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。
第一条	この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則	五号抄 (施行期日) (平成二七年七月一〇日法律第五

(特許法の一部改正に伴う経過措置
第一条 第一条の規定による改正後の

第二条 第一条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第五条第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

3 新特許法第三十六条の二第二項の規定は、施行日以後にする同項に規定する外国語書面及び外國語要約書面の日本語による翻訳文の提出に係る期間について適用し、施行日前にした旧特許法第三十六条の二第二項に規定する外国語書面及び外國語要約書面の日本語による翻訳文の提出に係る期間については、なお従前の例による。

4 新特許法第三十六条の二第六項及び第七項の規定は、施行日以後に同条第四項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に旧特許法第三十六条の二第二項に規定する期間（同項ただし書の規定により同項に規定する外國語書面及び外國語要約書面の日本語による翻訳文を提出することができるときは、同項ただし書に規定する期間）を経過している特許出願については、なお従前の例による。

5 新特許法第四十三条第六項の規定は、施行日前に旧特許法第四十三条第二項に規定する期間を経過している特許出願については、適用しない。

6 新特許法第四十三条第八項及び第九項の規定は、施行日以後に同条第七項に規定する期間を経過する特許出願について適用し、施行日前に旧特許法第九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、なお従前の例による。

7 施行日前に既に納付した特許料又は施行日前に納付すべきであった特許料（施行日前に旧特許法第九条の規定によりその納付が猶予されたものを含む。）については、なお従前の例による。

8 新特許法第一百八十四条の十一第三項及び第六項の規定は、施行日前に旧特許法第一百八十四条の規定による改正後の特許法（以下「新特許法」という。）第五条第三項の規定は、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に第一条の規定による改正前の特許法（以下「旧特許法」という。）の規定により特許庁長官、審判長又は審査官が指定した手続をすべき期間を経過している手続については、適用しない。

の十一第三項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、適用しない。
 (政令への委任) 前三条及び附則第九条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第六条 政府は、施行日以後五年を経過した場合において、新特許法第七十条第一項並びに新商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項及び第七項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項各号及び第五項の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(平成二八年五月二七日法律第五号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二八年一二月一六日法律第一〇八号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国において効力を生ずる日(第三号において「発効日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)
 一 附則第九条の規定 公布の日

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第八条 施行日前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

附 則 (平成二九年六月二日法律第四五号) 抄

この法律は、民法改正法の施行の日から施行する。ただし、第三百三条の一、第三百三条の三、第三百六十七条の二、第三百六十七条の三及び第三百六十二条の規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三〇年五月三〇日法律第三三号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日

二 第三条中特許法第三十条第一項及び第二項の改正規定、第四条中意匠法第四条第一項及び第二項の改正規定並びに第五条中商標法第十一条第一項の改正規定並びに附則第十条、第十二条、第十四条、第十六条三条及び第三十三条の規定 公布の日から起算して十日を経過した日

三 略

四 第三条中特許法第七十条第三項の改正規定、第一百九十九条の二を同法第五条の二の十一とし、同法第五十五条の次に十条を加える改正規定、同法第五十五条の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九条第六項の改正規定、同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

第五条 第一百九十九条の二を見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定、第一百十二条第一項及び第六項の改正規定並びに第六条の改正規定、第一百九十五条の二の見出しを削り、同条の前に見出しを付し、同条の次に一条を加える改正規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第六条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第七条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第八条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第九条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第十条 特許法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という)の六月前日の前である発明については、第三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る)による改正後の特許法(附則第十六条において「第二号新特許法」という)第三十条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(発明の新規性喪失の例外期間の延長に関する経過措置)

第十一条 特許法第二十九条第一項各号のいずれかに該当するに至った日が、附則第一号第二号に掲げる規定の施行の日(以下「第一号施行日」という)の六月前日の前である発明については、第三条の規定(同号に掲げる改正規定に限る)による改正後の特許法(附則第十六条において「第二号新特許法」という)第三十条第一項及び第二項の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第十二条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十一條 (特許料の特例に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附則第十八条及び第三十四条の規定 公布の日

二 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第六十五条の二を同法第五条の二の十一とし、同法第五十五条の次に十条を加える改正規定、同法第五十五条の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九条第六項の改正規定、同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

第三条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第四条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第五条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第六条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第七条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第八条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第九条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第十条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十一条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十二条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十三条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十四条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十五条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第一條 (特許料の特例に関する経過措置)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

附 則 (令和三年四月二八日法律第二四号) 抄

(施行期日)
 第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

二 附 則 (令和三年四月二八日法律第二四号) 抄

二 第一条中特許法第六十五条第六項の改正規定、同法第六十五条の二を同法第五条の二の十一とし、同法第五十五条の次に十条を加える改正規定、同法第五十五条の四第一項第一号の改正規定、同法第六十九条第六項の改正規定、同法第二百条の三とし、同法第二百条の次に一条を加える改正規定、第二条中実用新案法第三十条の改正規定、第三条中意匠法第四十一条の改正規定及び同法第六十条の十二第二項の改正規定並びに第四条中商標法第十三条の二第五項の改正規定及び同法第三十九条の改正規定並びに附則第五条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において

第三条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第四条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第五条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第六条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第七条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第八条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第九条 第一百九十九条第一項及び第二項の規定並びに第六条及び第七条の規定並びに附則第十五条から第三十二条までの規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において

第十条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十一条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十二条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十三条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十四条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第十五条 特許法の一部改正に伴う経過措置

第三十五条において準用する場合を含む。)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令等への委任)

第三十四条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三十七条号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二十七条(住民基本台帳法別表第一から別表第五までの改正規定に限る。)、第四十五条、第四十七条及び第五十五条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一及び別表第二の改正規定(同表の二十七条の項の改正規定を除く。)に限る。)並びに附則第八条第一項、第五十九条から第六十三条まで、第六十七条及び第七一条から第七十三条までの規定)公布の日

二 及び三 略

四 第五十七条、第三十五条、第四十四条、第五十条及び第五十八条並びに次条、附則第三条、第五十五条、第六条、第七条(第三項を除く。)、第十三条、第十四条、第十八条(戸籍法第一百二十九条の改正規定(戸籍の)の下に「正本及び」を加える部分を除く。)に限る。)、第十九条から第二十一条まで、第二十条、第二十四条、第二十七条、第二十九条(住民基本台帳法第三十条の十五第三項の改正規定を除く。)、第三十条、第三十一条、第三十三条から第三十五条まで、第四十条、第四十二条、第四十四条から第四十六条まで、第四十八条、第五十条から第五十二条まで、第五十三条(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の推進に関する法律(平成二十五年法律第百四十五条の二第一項、第五項、第六項及び第九項の改正規定並びに同法第五十二条の三の改正規定を除く。)、第五十五条(がん登録等の推進に関する法律(平成二十五年法律第百十一号)第三十五条の改正規定(二条例を含む。)を削る部分に限る。)を除く。)、第五十六条、第五十八条、第六十四条、第六十五条、第六十八条及び第六十九条の規定)公布の日から起算して一年を超えない範囲内において、各規定につき、政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第七十七条(政令への委任)

第七十二条 この附則に定めるものほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (令和三年五月二一日法律第四十二条号)抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定及び附則第九条の規定)公布の日

二 第一条中特許法第三十五条の四第一項第一号の改正規定及び次条第六項の規定)公布の日

三 第一条中特許法第七十一条第三項の改正規定、同法第一百十二条第二項及び第四項から第六項までの改正規定)公布の日

四 第四条中商標法第七十条第一項の改正規定、第八条中弁理士法第十五条の二第二項の改正規定、同法第四十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第四十八条の二第一項の改正規定、同法第四十九条の改正規定及び同法別表中第八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十九号を第十号とし、第七号から第十号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に一号を加える改正規定、第三条中意匠法第四十四条の二第一項の改正規定及び同法別表中第九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年を経過した日

五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改正規定、同法第四十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第四十九条の改正規定及び同法別表中第八十四条の四第四項の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定及び同法別表中第八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年を経過した日

六 第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(以下「第五号改正後特許法」という。)第三十六条の二第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に特許法第三十六条の二第五項の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた特許出願については、なお従前の例による。

七 第二条の規定(前条第五号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(次項において「第三号改正後特許法」という。)第百十二

し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

第五号改正後特許法第四十八条の三第五項(特許法第三十六条の二第二項に規定するパリ条約)の規定による

(第五号改正後特許法第四十三条の二第一項に規定する場合において同じ。)第四条C(1)に規定する優先期間を経過した日が第五号施行日以後である場合について適用し、その経過した日が第五号施行日前である場合については、なお従前の例による。

四 略

五 第一条中特許法第三十六条の二第六項の改正規定、同法第四十三条の二第一項第一号の改正規定、同法第四十八条の三第五項の改正規定、同法第四十九条の改正規定及び同法別表中第八十四条の四第四項の改正規定、同法第八十条第一項の改正規定及び同法別表中第八十四条の十一第六項の改正規定及び同法別表第十九号を第二十号とし、第十号から第十八号までを一号ずつ繰り下げ、第十号の次に一号を加える改正規定、第二条中実用新案法第八条第一項第一号の改正規定、同法第三十三条の二第一項の改正規定、同法第四十八条の四第四項の改正規定及び同法別表中第十九号を第十号とし、第三号から第八号までを一号ずつ繰り下げ、第二号の次に一号を加える改正規定、第五条の規定並びに次条第一項から第四項まで、第八項、第十項及び第十一項並びに附則第三条第一項、第二項及び第六項から第八項まで、第四条第二項及び第五項並びに第五条第二項、第三項及び第六項から第十一項までの規定)公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から起算して一年を経過した日

六 第一条の規定(前条第二号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(以下「第二号改正後特許法」という。)第三十六条の二第六項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日(以下「第五号施行日」という。)以後に特許法第三十六条の二第五項の規定により取り下げられたものとみなされる特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定による改正前の特許法(以下この項において「第二号改正前特許法」という。)第百五条第六項において準用する場合を含む。)の規定は、同号に掲げる規定の施行の日前にされた第一条の規定による改正前の特許法(以下この項において「第二号改正前特許法」という。)第百五条第六項において準用する場合を含む。)の規定による。ただし、第一号改正前特許法第百五条の四第一項又は第百五条の五第一項の規定による申立てについても適用する。ただし、第一号改正前特許法第百五条の四第一項又は第百五条の五の規定により生じた効力を妨げない。

七 第一条の規定(前条第三号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(次項において「第三号改正後特許法」という。)第百十二

条第二項ただし書の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下「第三号施行日」という。）前に特許法第八十八条第二項に規定する期間又は第一条の規定（前条第二号、第三号及び第五号に掲げる改正規定を除く。）による改正前の特許法第八十九条若しくは第九十条の二の規定による納付の猶予後の期間を経過した場合であつて、これらの期間内に特許料の納付がなかつたときについては、適用しない。

8 第五号改正後特許法第八十二条の二第一項の規定は、第五号施行日以後に第三号改正後特許法第八十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされる特許権について適用し、第五号施行日前に第一条の規定（前条第三号に掲げる改正規定に限る。）による改正前の特許法第八十二条第四項から第六項まで又は第三号改正後特許法第八十二条第四項から第六項までの規定により消滅したもの又は初めから存在しなかつたものとみなされた特許権については、なお従前の例による。

9 改正後特許法第二百二十七条（改正後特許法第八十二条の五第九項及び第一百三十四条の二第二項において準用する場合を含む。）の規定は、施行日以降に特許法第二百二十条の五第三項、又は第二百三十四条の二第一項の訂正の請求及び訂正審判の請求について適用し、施行日前にした同法第二十条の五第二項又は第二百三十四条の二第一項の訂正の請求及び訂正審判の請求については、なお従前の例による。

10 第五号改正後特許法第八十八条の四第四項の規定は、第五号施行日以後に特許法第八十八条第四条の四第三項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。（罰則に関する経過措置）

11 第五号改正後特許法第八十八条の十一第六項の規定は、第五号施行日以後に特許法第八十八条第十一条第五項の規定により取り下げられたものとみなされる国際特許出願について適用し、第五号施行日前に同項の規定により取り下げられたものとみなされた国際特許出願については、なお従前の例による。

第九条 (政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めらる。

第十条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律による改正後の特許（検討）

項、意匠法第四十一条第一項並びに第六十条の二十一第一項及び第二項、商標法第四十条第一項及び第二項、第四十一条の二第一項並びに第二

項、第六十五条の七第一項及び第二項並びに第六十八条の三十第一項及び第五項並びに特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第十八

第二項の表一の項第三欄及び二の項第三欄の規定の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

号抄
(施行期日) 第一条

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

（政令への委任）
第一百一十五条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で

定めること
号) 附 則 (令和四年六月一七日法律第六八抄

1 この法律は、刑法等一部改正法施行日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定まる日から施行する。

一 第五百九条の規定 公布の日
附 則 (令和五年六月一四日法律第五一
号) 抄

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から

当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中特許法第百八十四条の九第五項の改正規定、同法第百八十六条第一項及び第二

項の改正規定並びに同法第百九十五条第一項及び第二項の改正規定、第三条中実用新案法第五十五条第一項の改正規定、第四条中意匠法第六十三条第一項及び第二項の改正規定並びに附則第三条及び第七条の規定、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日

二 第二条中特許法第四十三条第二項から第九项までの改正規定、同法第四十四条第四項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、第三条中実用新案法第十条第八項の改正規定、第四条中意匠法第四条第三項の改正規定、同法第十条の二第三項の改正規定及び同法第六十条の七第一項の改正規定、第五条中商標法第二条第三項第七号の改正規定、同法第十条第三項の改正規定、同法第十三条第一項の改正規定、同法第六十八条の二に一項を加える改正規定、同法第六十九条の三第一項の改正規定、同法第六十八条の二に一項を加える改正規定及び同法第七十六条第一項第三号の改正規定、第六条中工業所有権に関する手続等の特例に関する法律第八条第一項から第四項までの改正規定、同法第十条第一項を加える改正規定並びに同法第二十四条第一項及び第二項第四号の改正規定並びに附則第四条の規定、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日

(特許法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定(附則第一条第一号に掲げる改正規定に限る。)による改正後の特許法(以下この条において「新特許法」という。)第二百九十五条第一項(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定の適用については、同号に掲げる規定の施行の日(次項において「第一号施行日」という。)前の期間については、新特許法第二百九十五条第一項第三号に規定する六月の期間に算入しない。

2 新特許法第二百九十五条第二項(実用新案法第五十五条第二項、意匠法第六十八条第五項及び商標法第七十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定は、第一号施行日以後に行われる公示送達について適用し、第一号施行日前に行われた公示送達については、なお從前の例による。

(政令への委任)

別表 (第一百九十五条関係)									
一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
納付しなければならない者 特許出願(次号に掲げるものを除く。)をする者	外国語書面出願をする者	第三十八条の三第三項の規定により手続をすべき者	第一百八十四条の五第一項の規定により手続をすべき者	規定により申請をする者	規定により特許権の存続期間の延長登録の出願をする者	第六十七条第二項の延長登録の出願をする場合	第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。)を請求する者	誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第百
金額 一件につき一万六千円	一件につき一万六千円	一件につき一万六千円	一件につき一万六千円	一件につき一万六千円	一件につき四万三千六百円	一件につき七万四千円	一件につき六万八千円	一件につき十六万八千六百円に請求項につき一千円を加えた額	一件につき二十九万七千円
出願審査の請求をする者	出願の出願をする者	第六十七条第四項の延長登録をする場合	第五条第三項の規定による期間の延長(第五十条の規定により指定された期間に係るものに限る。)を請求する者	誤訳訂正書を提出して明細書、特許請求の範囲又は図面について補正をする者	第三十六条の二第六項、第四十一条第一項第一号括弧書、第四十三条の二第一項(第四十三条の三第三項において準用する場合を含む。)、第四十八条の三第五項(同条第七項において準用する場合を含む。)、第百	一 十	九	八	七

十二	九十	八十	七十	六十	五十	四十	三十	二十	
請する者 は審判又は再審への参加を申 る者	明細書 は図面の 特許請求の範囲又 は訂正の請求をす る者	特許権の存続期間の延長登 録の拒絶査定若しくは無効 に係る審判又はこれらの審 判の確定審決に対する再審 を請求する者	特許異議の申立てについて の審理への参加を申請す る者	特許異議の申立てをする者	特許異議の申立てを請求する者	裁定の取消しを請求する者	裁判を請求する者	より判定を求める者	第十七条第一項の規定に 依り判定を除く。)なつた者を除く。)
五万五千円 につき を加えた額	五千五百円 につき を加えた額	四万九千五百円 につき を加えた額	五万五千円 につき を加えた額	四万九千五百円 につき を加えた額	一万六千五百円 につき を加えた額	二千四百円 につき を加えた額	五百円 につき を加えた額	二万七千五百円 につき を加えた額	四万円 につき を加えた額